

## 平成 20 年第 8 回にかほ市議会定例会会議録（第 6 号）

### 1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 藤 文 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

#### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
代 表 監 査 委 員	佐 藤 正 行	総 務 部 長	佐 藤 好 文
市 民 部 長	齋 藤 隆 一	健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄
産 業 部 長	伊 藤 賢 二	建 設 部 長	佐々木 秀 明
教 育 次 長	小 柳 伸 光	ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄
消 防 長	中 津 博 行	総 務 部 総 務 課 長	森 鉄 也
財 政 課 長	佐 藤 家 一	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
会 計 管 理 者	大 場 久	市 民 課 長	木 内 利 雄
生 活 環 境 課 長	長 谷 山 良	建 設 課 長	齋 藤 正 司
下 水 道 課 長	渡 辺 講	教 育 委 員 会 総 務 課 長	阿 部 均
ガ ス 水 道 局 事 業 課 長	佐 藤 俊 文		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第6号

平成20年9月24日(水曜日)午前10時開議

- 第1 議案第92号 にかほ市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第2 議案第93号 にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第94号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第95号 にかほ市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第96号 市道路線の認定について
- 第6 議案第97号 平成19年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第98号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第99号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第100号 平成19年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第101号 平成19年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第102号 平成19年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第103号 平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第104号 平成19年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第105号 平成19年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第106号 平成20年度にかほ市一般会計補正予算(第5号)
- 第16 議案第107号 平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第1号)
- 第17 議案第108号 平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第1号)
- 第18 議案第109号 平成20年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 第19 議案第110号 平成20年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 第20 議案第111号 平成20年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第21 議案第112号 平成20年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第22 議案第113号 平成20年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第2号)
- 第23 議案第114号 平成20年度にかほ市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第24 陳情第11号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書
- 第25 陳情第12号 「地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書」の採択等を求める陳情書
- 第26 陳情第13号 議員報酬額引き下げ(平成20年3月21日議決前に戻す)を要求する陳情書
- 第27 陳情第14号 原油・肥料・飼料高騰並びに国産農畜産物増産・自給率向上に向けた要請書

- 第28 請願第 3 号 社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書採択に関する請願書
- 第29 請願第 4 号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択に関する請願書
- 第30 陳情第 9 号 後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書（継続審査中）
- 第31 議提第 11号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第32 議提第 12号 地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書
- 第33 議提第 13号 社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書
- 第34 議提第 14号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書
- 第35 委員会の閉会中の継続審査の件
- 第36 「議会活性化等協議会」の設置について
- 第37 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第 6 号に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は 24 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日は、代表監査委員の佐藤監査委員より出席をいただいておりますので、御報告します。ただいまから一般会計決算特別委員会及び一般会計予算特別委員会のため、しばらくの間休憩します。

午前 10 時 01 分 休 憩



.....

## 一般会計決算特別委員会会議録

### 出席委員( 23 名 )

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明		

.....

### 議会事務局職員

議会事務局長	竹内享一	局長補佐	藤谷博之
議事調査係長	佐藤正之	主査	佐々木美佳

.....

### 説明員

市長	横山忠長	副市長	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
代表監査委員	佐藤正行	総務部長	佐藤好文
市民部長	齋藤隆一	健康福祉部長	笹森和雄
産業部長	伊藤賢二	建設部長	佐々木秀明
教育次長	小柳伸光	ガス水道局長	須田登美雄
消防長	中津博行	総務部総務課長	森鉄也
財政課長	佐藤家一	税務課長	齋藤利秀

会計管理者	大場	久	市民課長	木内	利雄
生活環境課長	長谷山	良	建設課長	齋藤	正司
下水道課長	渡辺	講	教育委員会総務課長	阿部	均
ガス水道局事業課長	佐藤	俊文			

平成 19 年度一般会計決算特別委員会審議日程

第 1 決算特別小委員会の報告、質疑（議案第 97 号）

第 2 討 論

第 3 採 決

午前 10 時 01 分 開 議

一般会計決算特別委員長（山田明君） おはようございます。ただいま出席している委員は 23 名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しています。ただいまから一般会計決算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。

最初に、総務小委員長の報告を求めます。13 番菊地衛総務小委員長。

【総務小委員長（13 番菊地衛君）登壇】

総務小委員長（菊地衛君） おはようございます。去る 9 月 12 日、当委員会に付託になりました審査の案件が終わっておりますので、御報告を申し上げたいと思います。

議案第 97 号平成 19 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、その中の総務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員に関する事項他となっております。

決算審査に当たっては、事務報告書や、6 月に配付されました「平成 19 年版消防年報」などを参考にしながら行いました。今決算で特徴的なのは、合併 3 年目となり、平成 18 年度と 19 年度の対前年比といった数値の比較で審査ができるということだと思っております。

歳入については、市税の構成比は全体の 22.6%で、ここではどうしても収納率、収入未済、不納欠損についての質疑が多くなりました。全体的には収納率そのものは悪い状況ではないと判断できますが、不納欠損額が前年比 425 万円も増になっております。当局の説明では、企業などの倒産の場合は即執行停止、財産がない、生活に困窮している、所在や財産が不明な場合は、地方税法第 15 条の 7 の滞納処分の停止要件とし、同じく第 18 条での徴収権消滅時効 5 年に対応せざるを得ないとのことあります。また、歳入に散見される象潟、金浦、仁賀保の各センターの部分、例えば集会施設使用料、鶴泉荘使用料、鉾立山荘使用料、廃棄物処理手数料などは、総務委員会で審査します

と歳出との照合に不ぐあいが生じることとなり、今年度当初予算からは担当課に移動するなど、かなり整理をしているようであります。

歳出については、2款1項1目の13節、JR乗車券発売委託料、仁賀保駅業務・保守点検委託料で委員から質問が出ております。駅の管理業務については、仁賀保駅、金浦駅、象潟駅、上浜駅、小砂川駅と、それぞれ旧町時代からの形態があり、統一は難しいと思われまして、規模などで当然経費も違って来るわけですが、当局では、それぞれの契約の更新時に一定の基準となる単価を算出し、対応していきたいとの回答でした。また、同じところで、広報等配布業務委託料でも統一が図られていないのではとの質問がありました。世帯割、平等割、通信費と市が支出する金額については統一したものの、配布の方法や委託料の授受については旧3町時代のやり方を引きずっている部分もあり、自治会長、連絡協議会などで話し合いをしていくとのことでした。

2款2項2目の9節、賦課徴収費の普通旅費の説明では、市外に在住の滞納者は比較的関東圏に多いことから、納付書を送付し、住所を特定し、事前にリストアップし、県の職員と2泊3日の日程で徴収事務を行ってきたとの内容で、その場で全額納付した人、その後一部を振り込んだ人、分納を開始した人など、一定の成果があったと伺っております。

2款4項の選挙費では、参議院選挙を機会に、旧町ごとに投票箱の大きさが違っていたので、規格のそろった投票箱を購入しておりますし、補正予算でも若干触れますが、ポスター、掲示板の設置基準は、にかほ市の場合、233カ所となっているようです。仁賀保地区72カ所、金浦地区40カ所は基準どおりで、象潟地区は121カ所の基準を18減らして103カ所で、合計215カ所に設置したようであります。これらのことは、選挙管理委員会で議案として検討し、決定したと説明を受けております。

市民サービスセンター費については、前段で申し上げましたように、歳入、特に歳出が多岐にわたり、総務委員会が担当するにはどうかとも感じられましたが、今年度の決算からはかなり整理されるものと思います。

9款消防費について、1項5目の防災行政無線整備事業基本設計委託料は、予定価格90万円で、5社による入札の結果、5,145円で落札されたもので、他の業者は60万円台程度だったようですが、低入札ではとの委員から疑問の声がありましたが、同様のことが補正予算でもあり、そこで詳しく審査しておりますので、後ほど報告したいと思っております。

また、消防については、広域化と消防車の事故の問題が取り上げられました。広域化については、由利本荘市との合併を前提として、事務レベルで2回ほど話し合いを持ち、10月1日までは協議会を立ち上げたいということで、現段階では全く白紙状態で、どういう方向性になるのかは協議会の中での検討されるということでもあります。また、事故に関しては、従来の市長車も含めた、にかほ市公用車運行管理規定にのっとり業務を遂行してきたようですが、消防署独自のさらに厳しい安全運転管理規定を作成し、10月1日から実施していくとの取り組みを行っているようであります。

そのほかに、2款1項4目財産管理費中、あきた環境優良事業所認定負担金について、その内容や市役所の取り組み状況を審査、2款1項10目広報費のホームページ更新作成業務委託料について、かなり古いものも掲載されており、定期的な更新や管理システムをマニュアル化し、一元的管理の

あり方について意見が出されました。2款1項11目のふるさと会運営補助金については、平成18年10月以降、旧3町の在郷の役員の方々4名ずつ、計12名で合併の準備委員会を11回ほど行い、ことし11月22日土曜日、一本化での開催にこぎつけたようであります。現在、事務局では1,100人ぐらいの方々に案内状を送付し、出席を450人程度に想定して準備を進めているとのことであり、12款1項2目公債費の利子について、一時借入金の状況なども審査をいたしております。

以上、報告を終わります。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。 — 12番村上次郎委員。

12番（村上次郎君） 小委員長にお尋ねします。税金の徴収のことですが、関東圏に2泊3日で県の職員と一緒に徴税に出向いたという話がありましたけれども、なかなか広範囲だし、移動の時間等もあって大変なのではないかなというふうに推察しているんですが、具体的には何件が納付 — その場で納付したというのもあったようですが、後で送付というのもあったようですが、何件回って、どの程度の効果があったのか、また、今後どういうふうにするのかということまで出たかどうか、その辺についてお尋ねします。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 総務小委員長。

総務小委員長（菊地衛君） 詳細については、特に審査をしておりませんが、この平成19年度決算の範囲は10件程度、2泊3日といいましても、往復の交通の便がありますので、丸2日ぐらいということになるかと思えます。で、まだまだ関東圏にはそういった方々が多いということで、今年度もこういった事業を実施するということは伺っております。

一般会計決算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。10番加藤照美教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（10番加藤照美君）登壇】

教育民生小委員長（加藤照美君） おはようございます。それでは、去る9月12日、当教育民生決算特別小委員会に付託になりました議案第97号平成19年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、市民部、健康福祉部、教育委員会に関する事項は、全員の賛成により認定されております。

審査の概要を申し上げます。審査に当たりましては、事務報告書などを参考にしながら進めてまいりました。

初めに、歳入については、ほとんどが国、県からの負担金や補助金であります。最初に12款1項1目1節衛生費分担金では、最終処分場管理費分担金、斎場施設管理費分担金を計上、2項1目1節では、老人保護施設入所者負担金、それから3節では、保育園保護者負担金が計上となっております。

次に、13款1項2目1節では、各福祉施設使用料、2項1目1節では、戸籍、住基関係の手数料

等が計上となっております。2目1節では、ごみ収集、あるいはごみ焼却手数料が計上、14款1項1目1節では、自立支援給付費負担金、3節では、児童扶養手当給付費負担金、児童運営費負担金が国のほうから負担金として入ってきております。2項4目1節では、安全・安心な学校づくり交付金、3節では、史跡等購入費補助金を計上、15款1項県負担金では、主に自立支援給付費と児童運営費、保険基盤安定負担金が主な内容となっております。2項県補助金では、次世代育成支援対策交付金、すこやか子育て支援事業費、福祉医療費等の補助金が県からの補助金として入ってきております。

次に、歳出についてですが、3款民生費では、老人並びに児童福祉費、保育所運営費、福祉管理費等の支出が主なものであり、不用額の多いものでは、社会福祉総務費の扶助費では、対象となる非課税世帯把握調査において、高齢者世帯、障害者世帯、母子・父子世帯それぞれの名簿等から拾い上げたために、結果的に重複する世帯が多くあったための不用額であります。次に、老人福祉の負担金補助及び交付金の不用額については、主に健康づくり事業への実績減のためとの説明を受けております。地域支援事業費の委託料の不用額では、対象となる特定高齢者が少なかったことによるものであります。

4款衛生費では、保健センター管理費の委託料の不用額と工事請負費の不用額は、いずれも請負差額によるものと説明を受けております。

10款教育費では、学校教育環境の充実、また、社会教育施設の整備にも適切な予算執行が行われております。不用額については、光熱水費と請負差額が主なものであります。

この決算について、委員会での質疑の内容について若干申し上げます。

市民部関係では、レセプト点検委託料について、70歳以上の医療機関での窓口負担について、それからカーブミラー設置、防犯灯新設工事について、清掃センター工事費等についての意見が出されております。当局の説明では、レセプト点検については、レセプト専門員を雇用している市町村もありますが、にかほ市では、ニチイ学館に委託をしており、月に1回、国保・老保分のレセプトを点検しており、70歳以上の窓口負担については、現役並み所得者の場合は3割負担であるが、ほとんどの方が1割負担である、2割負担の方はないということでありました。それから、カーブミラー設置と防犯灯新設工事については、地区要望で要望されたものであり、カーブミラー9カ所、防犯灯11カ所設置したものであります。清掃センター工事費については、緊急に修理しなければならない場合もあり、変更可能項目により調整可能かを検討し、次に入札残額の範囲、予算補正という手順で検討をしているとの説明を受けております。

次に、健康福祉部関係では、手話通訳者設置事業委託料について、老人クラブ会員数の増減の実態について、保育園の保護者負担金の未納額について、検診事業の18年度と19年度を比較した場合、どのような傾向にあるのかとの意見が出ております。当局の説明では、手話通訳については、社協にこの事業を委託しており、19年度は60人ほど受講し、福祉事務所の窓口で手話を必要とする職員も受講しているとのこと。老人クラブ会員数については、単位老人クラブの数は昨年度と変わっていないが、会員数は19年度4,047人で、44人ほど増加しているようであり。保育園の未納額については、子供の数にして60人が対象となっており、常に電話の催告をしたり、保育

園の送迎のときに保護者と話し合い、回収に努めているとのことであり、検診事業の年度ごとの比較については、検診受診率については毎年同じような状況であり、がん検診の精査受診率も低い傾向にあり、全体的に同様な傾向にあるとの説明を受けております。

次に、教育委員会関係では、各施設の使用料の徴収と減免措置の比率について、施設使用料の算定基準について、各公民館の公用車についてリースと購入所有ではどちらが経費的に有効なのかについて、チャレンジデー補助金の使い道とチャレンジデーの結果についての意見が出ております。当局の説明では、各施設の使用料については、白瀬記念館等の施設については身体障害者利用の際の減免措置など、公民館の場合は各関係団体・集落等の利用については使用料減免といった状況であります。施設使用料の算定基準については、財務規則に基づいた計算をしているとのことであり、各公民館の公用車については、旧町時代からの公用車をそのまま使っているため、リースによる所有と購入による所有に分かれているが、今後は市全体の公用車を含め検討していきたいとの説明をいただいております。チャレンジデーについては、旧金浦町が行っていた事業で、象潟、仁賀保地区にはほとんど浸透していない状況なので、周知方法については実行委員会の反省で話し合われましたので、今後に生かしていきたいとの説明を受けております。

以上で報告を終わります。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。 — 9番伊藤知委員。

9番（伊藤知君） 4款2項2目工事請負費、ごみ焼却炉等補修工事、約8,000万円ぐらいかかっているわけですが、事務報告書の中でも由利本荘市との広域化ということで、今後の基本計画及び循環型社会形成地域計画を暫定的に策定中だという項目、事務報告で報告されていますが、教育民生常任委員会ではそれに関して協議をしたものなのか、中身に関してですが、伺いたいと思います。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） 委員会ではそのような意見は出ませんでした。

一般会計決算特別委員長（山田明君） ほかに。 — 16番竹内賢委員。

16番（竹内賢君） 10款4項1目の社会教育総務費の関係で、放課後子ども教室について、教育民生決算特別委員会の中で、質疑やあるいは意見等があったのか、伺います。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） 暫時休憩を求めます。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時26分 再開

一般会計決算特別委員長（山田明君） 再開します。

教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） この点については、当局の説明では、講師の謝礼がほとんどだそうでございます。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 16番竹内賢委員。

16番（竹内賢君） 講師の謝礼はわかるんです。例えば、ジュニアカルチャーという教室があるんですが、月1回、日曜日、子供さんが1人、そうすると講師も1人。あるいは、囲碁教室、第2、第4の土曜日で、子供さんが3人、講師も1人と。それから、書道体験教室が第4土曜日あるんですが、茶道体験教室です、これは子供さんが3人と。それから、箏の体験教室、子供さんが2人と、それぞれあるわけですよ。したがって、報酬の支払いが決められておりますから、それについてどういう、いわゆる教室内容だとか、あるいはこの教室を決めたいきさつですね。こういう少ないものに対してもやっぱりきちんと講師を張りつけをしてやっているわけですよ。そういう内容について話し合いがされたかという、そういうことです。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） ただいまの質問ですけれども、当委員会ではそのような質疑はなされませんでした。

一般会計決算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。 — 15番榊原均委員。

15番（榊原均君） 1点だけお伺いしたいと思います。23ページ、先ほどの委員長の報告の中にもありましたけれども、保育園の保護者の負担金の収入未済額のことについて委員長、触れておりましたけれども、金額が約400万円、19年度で、それと19年度への繰り越しを入れますと400万円を超えるという、繰り越し分が200万円を超えておりますけれども、この辺について内容等について、委員会のほうで審査された点がありましたら、お聞かせいただきたいと、そう思います。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） 先ほども申し上げましたが、この点については、子供の数にして60人が対象となっているようであります。保護者の数にした場合は47名ということで、この未納額についても、再三、職員の方々は努力はしているようでございます。でも、なかなか、今の社会情勢から考えても大変厳しいところがあるということでありました。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 15番榊原均委員。

15番（榊原均君） その委員会の審査の中で、この収入未済額が増加傾向にあるのか、それとも、まあ大体平年並みと言えればおかしいですが、大体このくらい毎年あるのか、その辺のところ審査されましたら、お聞かせいただきたいと、思います。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） 去年とそう変わらないということでありました。

一般会計決算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。22 番佐々木正己産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（22 番佐々木正己君）登壇】

産業建設小委員長（佐々木正己君） 議案第 97 号に関して、当委員会に付託になった部分についての審査の結果を申し上げます。最初に、全員の一致で認定に決しております。

最初に、歳入のほうですけれども、25 ページの 100 万何がしの鶴泉荘の収入未済額が載っております。これは、旧象潟町時代からのもので、早い話、食い逃げされたということで、ことしになって担当の課長が探しに行ったところ、行方不明だと。アパートにもいなくて、家財も一切ないということで、結局むだ足になったわけですが、委員のほうから、不納欠損にはならないのかというような話が出たんですが、担当課では、税と違って不納欠損にはならないのではないのかということなんですが、何年もとれそうもないということで、何とかこの数字を不納欠損に近い処理をしたらいいのではないのかというような、委員のほうから話が出ております。

それから、165 ページの 19 節の森林整備地域活動支援交付金について、池田甚一議員から当委員会に質疑通告書が出されておりますので、それにお答えをしたいと思います。

最初に、交付金の交付先ですけれども、個人ではなく、3 団体、本荘由利森林組合が交付金の 81.5%、613 万円を占めております。次いで、秋田県林業公社、子吉川森林保全センターの順になっております。この制度の趣旨の周知方法はどうかというような御質問ですが、市の市政報告、あるいは交付団体の会合等で P R をしているということであります。

それから、松ヶ丘の設計委託料、459 万円ほど計上されております。その後どうなったかということで、委員会で現地に行ってまいりました。基礎工事がほぼ完成に近いということで、順調な仕上がりを見せておりました。

それと、本会議でも大分議論になりました、187 ページの唐戸大橋補修設計委託料 252 万円出ております。委員からは、結局補修をしないでかけかえをするということの結論に当局ではなったわけですが、補修をしないということにより、この委託料がむだになったのではないのかという、そういう質問が出ました。これに対して担当課では、この設計データはかけかえの際にも十分に使えるということで、生きているということで、むだにはならないということでありました。

なお、唐戸大橋については、議案第 106 号で改めてまた報告をしたいと思います。以上です。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。 — 16 番竹内賢委員。

16 番（竹内賢君） 新年度の議案質疑の際にも私言って、今、委員長の報告の中でも唐戸大橋についての質疑がやられたと、行われたと。その内容でいきますと、いずれかけかえの際にも、この唐戸大橋補修設計委託料ということで 252 万円は有効に活用できると、そういう話でありました。したがって、これ後のほうにも関係あるんですけれども、当初の目的はあくまでもやっぱり補修だという話でした。幹線道路であって、封鎖することはできないと、したがって、という話がされましたが、その辺の当初のもくろみというか、補修で大丈夫なんだかと、そういう当局の見解というか、そして、設計委託料をつくったと、その辺についてもっと突っ込んだやりとりというのがなかったんですか。

一般会計決算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（佐々木正己君） ええ、ありました。それは本会議の際に皆さんと十二分にやりとりされた範囲内で、その補修に関してはやるということで、結局、設計委託を頼んだところ、その専門家のほうで、いやこれは補修はかけかえと同じぐらい金がかかるよと、それぐらい腐食も進んでいるということでの専門家からの指摘ということで、我々は受けとめております。担当課のもくろみとか、そういうことではなく、技術的な問題だというふうにとらえております。

一般会計決算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第97号平成19年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 討論なしと認めます。これで議案第97号に対する討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第97号平成19年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については、各小委員長の報告はいずれも認定とするものです。各小委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 起立多数です。したがって、議案第97号平成19年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これで一般会計決算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。これで一般会計決算特別委員会を閉会します。

午前10時40分 閉会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計決算特別委員会  
委員長

---

## 一般会計予算特別委員会会議録

### 出席委員( 23 名 )

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明		

---

### 議会事務局職員

議会事務局長	竹内享一	局長補佐	藤谷博之
議事調査係長	佐藤正之	主査	佐々木美佳

---

### 説明員

市長	横山忠長	副市長	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
代表監査委員	佐藤正行	総務部長	佐藤好文
市民部長	齋藤隆一	健康福祉部長	笹森和雄
産業部長	伊藤賢二	建設部長	佐々木秀明
教育次長	小柳伸光	ガス水道局長	須田登美雄
消防長	中津博行	総務部総務課長	森鉄也
財政課長	佐藤家一	税務課長	齋藤利秀

会計管理者	大場	久	市民課長	木内	利雄
生活環境課長	長谷山	良	建設課長	齋藤	正司
下水道課長	渡辺	講	教育委員会総務課長	阿部	均
ガス水道局事業課長	佐藤	俊文			

.....

平成 20 年度一般会計予算特別委員会審議日程

第 1 予算特別小委員会の報告、質疑（議案第 106 号）

第 2 討 論

第 3 採 決

.....

午前 10 時 40 分 開 議

一般会計予算特別委員長（山田明君） ただいま出席している委員は 23 名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

各小委員会の審査の報告を求めます。

最初に、総務小委員長の報告を求めます。13 番菊地衛総務小委員長。

【総務小委員長（13 番菊地衛君）登壇】

総務小委員長（菊地衛君） 当委員会に付託になっております案件の審査が終わりましたので、報告をいたします。

議案第 106 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）中、総務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員会に関する事項他、賛成多数で可決いたしております。

審査の内容について若干申し上げたいと思います。106 号の総務関係については、額の多い部分、あるいは委員会で質疑が多かった部分について、当局の説明と重複することもあるかと思いますが、審査の内容について若干申し上げたいと思います。

歳入の市税は、企業の設備投資が要因で、交付税等については基準財政需要額の減による額の確定によるものです。土地売払収入は、広報に 2 回ほど一般競争入札の案内を出している平沢地区 3 ヲ所、院内地区 1 ヲ所の土地の売却に水路等を含む合算であります。財政調整基金については本会議で説明のあったとおりであります。

歳出については、2 款 1 項 4 目の 13 節、財産管理費の公共資産台帳データ整備委託料は、本会議の説明では、会計処理の変更により、市所有の資産の管理を含め、平成 21 年秋からバランスシートの公表ということが話されましたが、ガスや水道の企業会計では実施している部分もありますが、いわゆる新地方公会計制度にのっとり、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務四表を作成し、資産、負債の状況を明らかにし、市民に対し、わかりやすい形で

公表するためのものであります。作業の手順としては、公共資産台帳整備の方針を策定し、次に有形固定資産データの登録、公有財産貸付・借受データの登録、最後に土地売却可能資産、有形固定資産区分というふうに進めていく予定のようであります。

委員からは、この制度、あるいはシステムの理解を深めるべく、さまざまな質問が出されました。土地は1万6,000筆以上あり、財産区関係の入会地や分収林など、ほかに建物、備品等についてもできる限りデータ化し、平成21年秋の公表に向け急ピッチで進めようとしているようであります。しかし、作業の進捗状況によっては難しい面もあるようですが、公表が義務づけられていますので、今後1年かけて整備していくとのことでありました。

2款2項1目の13節税務総務費の委託料は、6月の制度改正により平成21年度からの実施にあわせてのシステム改修で、年金にしても住民税にしても、特別徴収、いわゆる天引きについては反対の意見がありました。

2款4項5目の秋田県知事選挙費では、100%県から歳入があるわけですが、日程や準備等について質疑がありました。現在想定されている告示日が平成21年3月26日で、投票日が4月12日の日曜日となっており、年度がまたがるため、560万余の額は平成20年度内の諸準備と期日前投票関係の予算措置となっております。また、ポスター、掲示板の区画については、候補者が2名程度予想される場合は4区画、3名程度であれば6区画などの県の選管の指導があるようです。掲示板は市内215ヵ所に設置を予定しているようであります。

9款1項5目の8節、災害対策費の津波ハザードマップ、ワークショップ報償費は、本会議でも地域住民の意見を聞くためとの説明がありましたが、市内の沿岸42集落の方々から自由に意見交換をしてもらいながら、それらのことをマップ作成に生かしていこうというもので、年度内には完成させ、全戸に配布したいとのことでした。

同じ項目の13節防災行政無線整備事業実施設計委託料の1,320万円の減額は、本会議では入札差額という説明を受けましたが、億単位の工事などの場合には可能性のある額かもしれませんが、委員会では、その経緯、内容について質疑が集中しました。

当初予算は1,530万円に対し、落札が210万円で、ちょうどその差額が計上されているわけですが、5社中1社が辞退して、4社での入札となったようで、最高額が720万円、落札に次ぐ最低が320万円だったようであります。これは業者の企業努力、または次の仕事獲得の計算、あるいは実績づくりなのか、いずれ実施設計の完成品に問題はなく、極めて良好な仕上がり状態と当局では判断しているようです。次に実際の整備事業を進めていく場合には、改めて5社以上の入札を行い、あくまでも公明性を確保していくとの説明でした。

委員からは、低入札の疑義はないのかとの質問がありましたが、国や県では、予定価格に対し極端に安い入札価格は、直ちに落札者とせず、工事あるいは設計の確実性を調査する低入札価格調査制度、さらには事前に定めた制限価格により低いものを失格とするフロアリミット、いわゆる最低入札制限価格制度を導入しているようですが、にかほ市ではそのような制度を適用していないため、安い価格での落札となったようです。なお、前段でも申し上げましたように、実施設計計画書に何ら問題はなかったということの報告を受けております。

以上、報告を終わります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。 — 12番村上次郎委員。

12番（村上次郎君） 今の防災無線関係についてもう少し伺います。まず、落札した業者名、それから、今後の維持管理費等がどのような形で生ずるのかどうか、その辺について、どのように審査、あるいは判明したものがあつたら、教えてください。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 総務小委員長。

総務小委員長（菊地衛君） 広報の8月15日号にも、防災無線事業に伴う調査の実施についてという、「暮らしの情報」というところに委託業者名が出ております。株式会社東鳳電通設計事務所というところであります。なお、その維持管理費等については、委員会では調査していませんけれども、いずれこの業者が基本設計と今回の実施設計を落札しているという状況であります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 12番村上次郎委員。

12番（村上次郎君） 予定価格との差が極めて大きいわけですが、予定価格の算定の仕方には問題がなかったかどうか、その点についてお尋ねします。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 総務小委員長。

総務小委員長（菊地衛君） 当局でも、こういった類の設計については、先にやっている市町村例を含め、積算根拠に基づいて積算しているということで、当局の予定価格については、特に委員からも疑問の声はなかったようであります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「休憩お願いします」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 休憩します。

午前10時50分 休 憩

午前10時51分 再 開

一般会計決算特別委員長（山田明君） 再開します。

3番市川雄次委員。

3番（市川雄次君） 今の内容についてですけれども、あまりにも入札価格が低いということは、ちょっと悪しき前例にもなりかねないということで、今後入札のあり方について、委員会では当局に対し、やっぱり最低制限価格の設定をどう考えているかというようなことについての質問等はなされたのかどうか、お伺いします。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 総務小委員長。

総務小委員長（菊地衛君） 今、報告申し上げたとおりでありますけれども、いわゆる国、県で導入している制度について、今後当局でどうするかということまでは突っ込んだ審査はしておりませんが、いずれ、先ほども申し上げましたように、基本計画、あるいは実施計画の成果品

に問題はないというような当局なりの判断をしておりますので、我々はその実施設計に基づいて今後の事業が展開されるだろうということで、先ほども申し上げましたように、次の実際の整備については改めて5社以上の入札を行うということでありますので、公明性も図っていけるのかなというふうには考えております。いずれこういった事態が展開されるだろうということで、先ほども申し上げましたように、次の実際の整備について改めて5社以上の入札を行うということでありますので、透明性も図っていけるのかなというふうには考えております。

いずれ、こういった事態が生じるということになれば、当局でも低価格の制度について何らか検討しなければならないかと思っておりますけれども、委員会ではそこまで深く話をいたしておりません。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。10番加藤照美教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（10番加藤照美君）登壇】

教育民生小委員長（加藤照美君） それでは、去る9月12日、当教育民生予算特別小委員会に付託になりました議案第106号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）中、市民部、健康福祉部、教育委員会に関する事項は、全員の賛成により可決いたしております。

審査の概要について若干申し上げます。

歳入については、14款2項1目3節生活保護費補助金では、関係職員の研修やネット点検などによるセーフティネット支援対策等事業費補助金、あるいは収入資産状況の把握などに対する国からの補助を計上しております。

15款2項2目2節では、院内学童保育クラブの新設に対してと、金浦のたんぼぼサークルの土曜日開設に対しての、要するに放課後児童健全育成に係る費用の県補助金が計上となっております。4節では、金浦、象潟の保健センターにオストメイト対応の設備機器を設置するための県補助金が計上となっております。

歳出では、3款1項2目8節では、除排雪支援チーム、現在30チームが結成されているわけですが、その方々への報償費として、3目13節では、障害者自立支援給付支払システム変更に伴う委託料が計上となっております。15節では、金浦、象潟各保健センターにオストメイトを設置するための工事費、23節では、19年度に自立支援関連の事業が確定したための国庫分を返還するための金額が計上となっております。7目11節では、老人憩いの家「はんの木」の修繕料、3款2項1目13節では、放課後児童健全育成事業委託料として院内学童保育クラブと金浦たんぼぼサークルへの委託料が計上となっております。3項2目23節では、19年度分の生活保護費の確定による返還金であります。4項3目28節では、一般会計から老人保健特別会計への繰出金ということで、老人保健の医療給付費のうち、市の負担分が計上となっております。4款1項6目15節では、緑ヶ丘墓苑の地盤沈下による墓石の傾きを補修するための費用として、2項1目12節では、ごみ等の処理手数料が計上となっております。3項1目28節では、平成19年度簡易水道特別会計の支出額によって繰越

金が発生したことによる減額補正であり、10款4項5目14節では、新しいシステムを導入するための費用が計上となっております。15目13節では、TDKを退職された方で、チョウの標本200箱をフェライト子ども科学館に寄贈したいということで、その展示設備設計施工管理委託料が計上となっております。

委員会での質疑の内容について若干申し上げます。生活保護費返還金について、海岸漂着物の処理について、基本健診から特定検診に変わったことについての意見が出されております。

当局の説明では、生活保護費返還金については、生活保護費を受けている方で、年金も受け取る資格がありながら未請求だった場合に年金を受給することがあり、この間、本来受けられて、生活費に充てられるべき年金について、生活保護費で充当してきたことになるため、年金受給状況に応じて、過大支給分を返還してもらう内容となっております。

次に、清掃総務費の海岸漂着物の処理についてであります。小砂川海岸のごみは処理されていないということで、当局の説明では、小砂川海水浴場については、大きい車が入ることができないため、片隅に寄せておくことがあります。今後は他団体と協力しながら行ってまいりたいとの説明をいただいております。

次に、成人保健事業費の特定検診委託料の減額については、基本健診が特定検診に変わったことによるもので、検査項目が減って、メタボリック予防中心の内容となっており、検診後の特定保健指導に結びつけるものであるとの説明をいただいております。

次に、村上議員から当委員会に質疑通告がありましたので、その説明をしたいと思います。4款1項3目成人保健事業で、後期高齢者の検診内容と実施実情、それから独居希望者はどれくらいあったのかということであります。当局の説明では、秋田県後期高齢者医療広域連合において、高齢者の医療の確保に関する法律で、後期高齢者について保険者に義務づけされていない特定検診を市町村にその実施をお願いし、100%の補助により実施するものであり、このため、にかほ市においても、後期高齢者の特定検診について、約40%の1,600人の方の受診を想定し、後期高齢者の検診委託の予算をお願いしたところであり、既に特定検診は終了しておりますので、実際に特定検診を受けられた方は、仁賀保が683名、金浦が236名、象潟が428名で、全体で1,347名となっております。にかほ市の人間ドックに対する助成は40歳と50歳だけに限定されており、助成の内容は、男性が1万7,000円、女性が2万円であり、20年度の申し込み内容ですが、40歳の男性が11名、女性8名、50歳の男性15名、女性14名、合計48名となっております。後期高齢者の方は、独居助成の対象になっておらず、広域連合でも現段階では行わない方針であるとの説明を受けております。

以上で報告を終わります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。 — 22番佐々木正己委員。

22番（佐々木正己君） 41ページのフェライト子ども科学館のリニューアルのことですが、設計委託、結構な額になっております。この中身について、委員会ではどのような審査をされて、どういったようなところをリニューアルして、いつごろまで完成するのか、その内容についてお聞かせ願いたいと思います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） この件については、TDKを退職された方が寄附をするわけなんですけれども、フェライト科学館の中の改装ですけれども、今現在は保管してあるのは東京のほうの本社ということで聞いております。年度内には改装をして、そして、こちらのほうに持ってきたいということの説明でありました。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 22番佐々木正己委員。

22番（佐々木正己君） チョウの標本をいただく話とは違うんじゃないかと思うんですよ。要するに、中身にいろいろな遊びの施設がありますよね。で、具体的に — その東京から持ってくるとかという話はちょっとよくわからないんですが、その辺、何を持ってきて、どういうふうにするのか。この下のほうの倉庫を建てるというのは、これは何か収納物を入れるのかなっていうの、これはわかるんですけれども、肝心かなめのリニューアルの本体について委員会で — 現地にも行ったとは思うんですよ。で、どういうところをどういうふうにするかという説明を受けているのかなど。受けていたら、興味があるので、せひ伺いたいわけです。

【教育民生小委員長（加藤照美君）「休憩お願いします」と呼ぶ】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 休憩します。

午前 11 時 04 分 休 憩

午前 11 時 05 分 再 開

一般会計予算特別委員長（山田明君） 開会します。

教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） チョウの標本についてですけれども、今回のこの補正に上がっているのは、このTDKを退職した方からこの標本を200箱もらうための補正であります。この内容については、やはりその標本を維持管理するためには、空調設備がきちっととられなければいけないということで、その整備内容となっております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 22番佐々木正己委員。

22番（佐々木正己君） 確認しますが、そうすれば、中のいろいろな今稼働している施設をリニューアルじゃなくて、その標本をもらうために倉庫をつくったり、それだけといえばあれですけれども、そういうことで、中身は触らないと、こういうことでよろしいんですか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） そのとおりであります。で、先ほど東京のほうと言いましたけれども、市川に訂正をいたします。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 15番榊原均委員。

15番（榊原均君） 1点だけ委員長にお伺いいたします。今、チョウということで、かなりの220 — 大変なあれなんですけれども、そのチョウの中身、私よくわかりませんが、そのチョウ

ウ関するどういった、まあ恐らく貴重なものも入っていると思うんですけども、その辺のことに  
ついて話し合いされて、これはやっぱり倉庫をつくってきちんと保管する、受けて保管するべきも  
のだなというふうなことなのか、その辺のところ審査していれば、お伺いしたいと思います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） その件については、全世界のチョウチョウの標本でありまし  
て、大変貴重な種類のものがたくさんあるそうでございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 17番佐藤元委員。

17番（佐藤元君） 関連しまして、今のところですが、同じくこの委託料のところの設計施工監  
理ということになっているわけですけども、当然この企業が1社でやるわけでしょうから、この  
設計施工監理のそれぞれの金額、審議してましたら、お願いします。それと、この倉庫ですけれ  
ども、この倉庫の面積もあわせてお願いします。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） 倉庫の面積とかそういう詳細なことは審査しておりません。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに。 - 16番竹内賢委員。

16番（竹内賢君） 今の関係でお伺いします。いずれ世界じゅうのチョウの標本で、貴重なもの  
もあると。したがって、寄贈を受ける、そして、市民に見せる、そういう価値のあるものだ、そ  
ういう判断をした上で、この倉庫を500万円かけてつくと、空調設備のあれと。将来的に、じゃ、  
それをどういうふうに活用していくのか。倉庫の中で見せるということはできないと思うんですが、  
その辺についての当局のこれをどう活用していくかという。そうすると、例えばフェライト科学館  
で1年に何回かとか、あるいは順を追って一つのテーマを設けながら、これを観覧してもらおうと。  
あるいは、それを利用して何かの勉強とかそういう教室を開くとか、そういう話があって、寄贈を  
受けると、そういう形まで行っているんですか。その辺について、どういう内容ですか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） 先ほども申し上げましたけれども、チョウチョウの標本、200  
箱です。ということは、一度に展示することはできないということで、それでの対応というか、そ  
ういうことです。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 16番竹内賢委員。

16番（竹内賢君） 委員会の中で、例えば標本の内容について一覧表をもらったり、あるいはこ  
ういう活用をするんですよというような当局からの資料提出とか、そういうものがあったんですか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） 写真何枚かはもらいました。その200箱すべての写真ではご  
ざいませぬ。一部ですけども、当局から提出されて審査しております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 16番竹内賢委員。

16番（竹内賢君） そうすると、観覧する場合、見せる場合、それを活用する場合は、倉庫の中  
というのはいけないと思うんですが、普通の今のフェライト子ども科学館の中で展示をする場合、  
一定の例えば空調設備とか、あるいはそのほかに設備的なものも将来的には必要になってくると、

そういう話もあったんですか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） リニューアルの展示場所をつくるということなんですよ。先ほども言いましたけれども、一度に 200 箱すべて展示することはできないということですので、そういう内容です。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 休憩します。

午前 11 時 12 分 休 憩

午前 11 時 14 分 再 開

一般会計予算特別委員長（山田明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） 12 日の本会議でも教育次長の説明がありましたように、これについては、展示室と倉庫と別々にして、そして、10 箱ずつ展示するという内容です。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかにありませんか。 — 14 番佐々木清勝委員。

14 番（佐々木清勝君） 大体、大方わかったわけですが、この 200 箱を寄贈を受けるに当たって、世界各地の相当貴重なチョウ類の収集だと思わなければならないけれども、これ市当局が専門家の意見等を聞いて、これは受けるというふうにした、こういうような報告はなかったでしょうか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） 委員会ではそのような質疑は出ませんでした。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。22 番佐々木正己産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（22 番佐々木正己君）登壇】

産業建設小委員長（佐々木正己君） 当委員会に付託になった部分についての報告を申し上げます。最初に、全員の賛成でもって可決認定に決しております。

最初に、31 ページの市道維持補修工事費 1,400 万円の減額になっております。これは、さきに出ました唐戸大橋の補修工事費を 2,200 万円減額して、800 万円をほかの補修工事をするという差額になっております。さきに申し上げましたが、かけかえの方向に進むわけですが、当局の説明では、平成 19 年度に新しく設けられました国の橋梁長寿命化計画事業、この採択に向けて計画を練り直すという説明がありました。「長寿命」の字ですが、長い寿命と書きます。それで、早ければ平成 22 年度に完成をさせたいということでした。

橋を見に行ってみりました。ちょうどあそこは中橋のすぐ海のそばの橋で、下のほうに入って

みましたが、確かに一部鉄筋が露出していたり、コンクリートの剥離というのが見られまして、今すぐ危険ではないにしても、腐食は進んでいるなという感じを受けたところであります。また、上部工と道路の接続部分、両端あるんですけども、その部分が異常に変形しているという専門家の指摘だったそうです。そのことから、橋台そのものがゆがんでいる可能性が十分考えられるということで、補修よりもかけかえの方向に進むと、こういうような説明がありました。

32 ページの除雪費に関して申し上げます。除雪の業者数ですけども、平成 19 年度に建設業者 12 社と個人業者 5 社、17 社に発注をしているということで、今年度もこの議案が通れば、同じくらいの業者数になる予定だという説明であります。それから、34 ページの補償金 50 万 3,000 円、計上されております。現在入湖ノ澗住宅に住んでいる 3 人分の引越費用ということですが、その後どうなんだというような質問が出されまして、空家になった入湖ノ澗住宅 2 棟はことしじゅうに 2 棟とも解体したいと。その費用は 2 棟で約 830 万円を見込んでいるというような説明がありました。以上であります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。 — 21 番本藤敏夫委員。

21 番（本藤敏夫君） 審議されておるようであれば、お知らせいただきたいと。唐戸大橋のことなんですけれども、補修ではできない、新規の事業になるということではありますが、その際は、仮設の橋梁は設置されるものかどうかということは審議されたものでしょうか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（佐々木正己君） 確かにあそこの道路は、通勤だとか日常生活に交通量の多いところだという説明は受けております。それで、どうするんだという話は委員の間から出ましたけれども、仮設にするしないという具体的なところまでは説明は受けておりません。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。 — 16 番竹内賢委員。

16 番（竹内賢君） 34 ページの住宅管理費の関係で、入湖ノ澗住宅で、今の報告の中では、空き家になった 2 棟は今年じゅう解体する。その費用は 830 万円と。いずれ住宅に対しての基本設計というか、にかほ市全体の、いわゆる公営住宅のあり方について、今つくっているわけですけども、で、その行き方を見ますと、例えば入湖ノ澗と、それから入道島はなくしますよと、そして、松ヶ丘住宅は今 7 棟目を建てていますと、そういう話で、それから、建石住宅については大規模ないわゆる改修とかそういうものがなくなっていくという話がされていますけれども、そういう全体の住宅の基本計画というか、こういうものについて、今回の補償金に関連して、何か質問とか、あるいは当局の話があったかどうか、伺います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（佐々木正己君） 確かに住宅全般に関しての話は委員会の中で出ました。将来的に我が市の住宅政策はどうあるべきだというような話も出まして、特に家賃に関して低所得者が対象になるとか、そういうようないろいろ多方面な観点から話は出ましたが、特に具体的に、じゃどうするというようなことではなく、これからもそういった観点を含めて、幅広く住宅政策を遂行、あるいは見直していきたいというような話で終わっております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。 — 9 番伊藤知委員。

9 番（伊藤知君） 唐戸大橋に関してですけれども、以前、何か報告あったかもしれませんが、実際に 22 年に完成したいという話はいいんですけれども、例えば危険であれば、耐用年数がどのくらいもつのか、今の状態から、あるいは、このまま通行可能でよいのか、事故が起こる前に通行どめする必要があるとか、そういうような形の話し合いはされたものですか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（佐々木正己君） 先ほども申し上げましたが、確かにそういう現状は現状ですけれども、特にここ一、二年でどうこう崩れるとか、そういうような状況にはならないなというふうな現場で印象を受けました。

今の長寿命化の事業年度が平成 25 年までの一応時限的な制度なようで、それまでにそれにあわせて、できるだけ早いうちに採択を受けてかけかえをしたいということであります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第 106 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算(第 5 号)の討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論なしと認めます。これで議案第 106 号に対する討論を終わります。

これから議案第 106 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 106 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算(第 5 号)に対する各小委員長の報告はいずれも可決です。議案第 106 号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立多数です。したがって、議案第 106 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算(第 5 号)は各小委員長の報告のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前 11 時 26 分 閉 会

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会  
委員長

午前 11 時 28 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
40 分まで所用のため休憩します。

午前 11 時 28 分 休 憩

午前 11 時 39 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1、議案第 92 号にかほ市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定についてから日程第 23、議案第 114 号平成 20 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）までの議案 23 件、日程第 24、陳情第 11 号地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書から日程第 27、陳情第 14 号原油・肥料・飼料高騰並びに国産農畜産物増産・自給率向上に向けた要請書までの陳情 4 件、日程第 28、請願第 3 号社会保障関係費の 2200 億円削減方針の撤回を求める意見書採択に関する請願書及び日程第 29、請願第 4 号生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択に関する請願書の請願 2 件、日程第 30、陳情第 9 号後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書（継続審査中）の陳情 1 件、計 30 件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計決算特別委員長並びに一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

13 番菊地衛総務常任委員長。

【総務常任委員長（13 番菊地衛君）登壇】

総務常任委員長（菊地衛君） 当総務常任委員会に付託になりました案件の審査が終了いたしましたので、報告をいたします。

議案第 92 号にかほ市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について、議案第 93 号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 94 号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 95 号にかほ市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について、いずれも全員の賛成により可決いたしております。

陳情第 11 号地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書、陳情第 12 号「地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書」の採択等を求める陳情書、この 2 件についても全員の賛成で採択といたしております。

若干、審査の内容を申し上げます。

議案第 92 号から第 95 号は本会議でも当局から説明があったように、地方自治法の改正による条例の字句等の改正で、第 92 号の認可地縁団体は、市内には、仁賀保地区に 10 団体、象潟地区に 9

団体あるようです。

第 93 号、94 号、95 号は、これまで地方自治法第 203 条で、議会の議員と各種行政委員、選挙長や立会人、非常勤の職員などへの報酬及び費用弁償の支給が同一項目であったものを、第 203 条を議員の報酬、費用弁償及び期末手当と独立した条項とし、各種委員等については、第 203 条の 2 と改正するのに伴うものであります。

ただし、議案第 94 号中の別表関係の「心身障害児就学指導委員会の委員」から「適正就学指導委員会の委員」の名称変更については、当該委員会の協議の結果、「心身障害児」の文言が不適切ではないかとのことで、適正に変更し、教育委員会でも了承し、議案として改正の提案で、自治法の改正とは直接的には関係ない部分であります。委員からは、「適正」の文言が適切かどうかとの意見もありましたが、審査の過程で、付託された議案の一部が他の委員会の所管、この場合は教育民生委員会ですが、議案の付託にも多少問題を残す形となりました。

陳情第 11 号、陳情第 12 号の審査に当たっては、参与に総務部長、総務課長、財政課長の出席を求め、市の状況などを伺いながら審査を行いました。

陳情第 11 号については、これまでも地方交付税制度の財源保障機能の堅持・充実を議提で可決しておりますし、市議会議長会を通して地方六団体でも政府に対し強力に要請している内容であります。請願事項の 1 に、国・地方の税収配分を 5 : 5 と具体的に数値を示していますが、現状では、これまで国が行ってきた事務のうち 6 割以上を県や市町村が執行しているという見方もあり、逆に税源移譲の名のもとに交付税、あるいは補助金の削減が行われ、全体的に地方への配分が減額に転じております。さらに、事務移譲の進展と税源移譲がかみ合っていないなどのことから、県では、新たな税の創設や経費節減、組織改革などの方策を打ち出しており、地方自治体の厳しい状況が浮かび上がってきます。このような審査の経過を踏まえ、採択とし、強く国に求めていくとの結論に至りました。

陳情第 12 号は、書面にあるように、食品の偽装や事故、製造品の安全性、契約等のトラブル、多重債務や振込詐欺事件などなど、消費者を取り巻くあらゆる分野で被害が続出しており、つい最近でも汚染米の問題やメラミンの入った乳製品の問題など、国民の消費生活にかかわる問題がマスコミで報道されない日はないと言ってもいいほど混乱が長く続いております。市の消費者行政の窓口は市民部の生活環境課環境衛生係で担当しておりますので、ここでも委員会付託の問題が出ましたが、国の法制度の整備と地方の消費者行政の拡充強化のための財政措置という観点から、当総務委員会で審査をいたしました。陳情書の資料の中では、消費者行政予算が年々減少していることを指摘しております。また、県生活センター及び地域振興局が受け付けた相談件数は、にかほ市が 2006 年で 7 件と、他市町村と比較しても極めて少なく掲載されておりますが、市役所の窓口、社会福祉協議会の窓口、困り事相談や法律相談等々、実数はかなりあるのではと当局でも見ているようです。特に多重債務などの事案は、身近な人や顔見知りなど地元では相談しにくいという状況もあり、弁護士や専門の相談員など、県単位の充実を図ることも一つの方策で、地域振興局の果たす役割がこの面でも重要視されました。しかし、多様化する経済・消費社会の中で、人と人のつながりが希薄になってきた状況にかんがみ、市民を守るためにも、やはり相談窓口は身近にあったほう

がよいとの意見も出ております。いずれにいたしましても、国が進めようとする消費者庁の新設に伴い、地方もおくれをとらないよう、地方の消費者行政の充実が望まれるわけですが、専用窓口、専門員の配置など、財政負担の問題も発生してまいりますので、陳情の趣旨を採択し、国に要望することといたしました。

以上、報告を終わります。

議長（竹内睦夫君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。10番加藤照美教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（10番加藤照美君）登壇】

教育民生常任委員長（加藤照美君） それでは、去る9月12日、当教育民生常任委員会に付託になりました議案の審査がすべて終わっておりますので、その報告をいたします。

議案第98号平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、議案第99号平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について、議案第100号平成19年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第101号平成19年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、いずれも全員の賛成により認定されております。

続きまして、議案第107号平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について、議案第108号平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）について、議案第109号平成20年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第3号）について、議案第110号平成20年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、いずれも全員の賛成により可決いたしております。

次に、請願第3号社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書採択に関する請願書、請願第4号生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択に関する請願書、いずれも全員の賛成により採択となっております。

次に、継続審査となっております陳情第9号後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書については、全員の賛成により継続審査となっております。

次に、審査の内容について申し上げます。

議案第98号については、平成19年度の国保世帯数5,344戸、被保険者数は1万397人となっており、1人当たりの医療費は仁賀保地区が42万9,437円、金浦地区が45万9,890円、象潟地区が45万8,215円となっております。19年度の間人ドック助成金については、仁賀保206件、金浦17件、象潟275件で、256万5,000円ほど支出しております。年度末時点で、1人当たりの繰越額3万7,098円となっており、平成19年度限りの繰越額の調整のため、金浦と象潟の被保険者均等割額を一時的に値下げしましたが、仁賀保と金浦の医療費が伸び、象潟の医療費が伸びなかったことが

ら、1人当たりの繰越額の平均値との差が生じているとの説明を受けております。

委員会では、平成19年度のヘルスアップ事業は2年目となりますが、その事業の成果についての意見が出ております。当局の説明では、ヘルスアップ事業については、県内でいち早く取り組んでいる事業となり、平成18年度については、厚生労働省で示す標準的なペースにより事業を進めてまいりましたが、平成19年度については、翌年から始まる特定検診に向けての準備も含めて、事業を進めてきました。そのため、他の市町村と比較して、平成20年度ではいち早く検診等の事業を進めることができるとの説明をいただいております。

次に、議案第99号についてであります。歳入については、ほとんどが診療収入であり、歳出についても、ほとんどが施設管理費であり、特に問題はないと判断いたしております。

委員会では、小出診療所、院内診療所の受診者数が若干減っているようだが、その原因についての意見が出ております。当局の説明では、1日当たり平均の受診者が減っているのは、診療所の努力で地域の方々が健康に向かっている面もあるのではないかと説明を受けております。

次に、議案第100号についてであります。歳入については、交付金、審査支払手数料交付金、第三者納付金等が主なものであり、歳出についても、医療給付費、審査支払手数料等が主な内容となっており、これについては赤字決算で、毎年、繰り上げ充用しておりますので、医療給付の伸びが追いつかない状況であります。

委員会では、老人保健制度の支払い内容についての意見が出ております。当局の説明では、老人保健制度での主な支払いについては、平成19年度をもって終わることになり、平成20年度予算は3月診療分と月おくれなどの残務処理的な予算となり、老人保健特別会計は、支払基金、国、県、市で歳入を負担しておりますが、歳入不足になった場合は、翌年で処理することになっているとの説明をいただいております。

議案第101号についてであります。歳入については、使用料、国からの補助金、一般会計からの繰入金、簡易水道事業債等が主な歳入となっております。歳出については、維持管理費、工事請負費、地方債元金償還金が主な歳出の内容となっております。

委員会では、簡易水道水質検査委託料について、どこの会社に委託しているのかとの意見が出ております。当局の説明では、この会社は、新潟や盛岡にも営業所のある全国規模の会社で、秋田県内では横手に営業所のある会社であるとの説明を受けております。

次に、議案第107号についてであります。歳入の1款1項1目では、退職者医療制度の変更に伴い、2目の退職者被保険者の一部が1目の一般被保険者へと移動になったための保険税の組み替えであります。6款1項1目では、前期高齢者交付金の減額補正は、交付金の再検査に伴う当初予算との差額の補正であり、11款1項1目繰越金では、19年度決算が確定したことによる計上となっております。歳出については、2款1項療養諸費全体では増額補正となっているが、これは一般分の医療費が不足すると見込まれることからの増額補正となっており、2款2項高額療養費では、退職者医療制度の変更に伴い、一般と退職者との組み替えとなる内容であります。3款1項では、後期高齢者支援金等については、平成20年度の支援金、拠出金が確定にしたことによる当初予算との差額を補正しております。5款1項と6款1項については、いずれも介護納付金の確定による補正で

あります。7款1項1目と4目では、それぞれ不足すると見込まれることからの増額補正、11款1項では、国庫負担金の償還分と後期高齢者医療制度円滑導入事業費補助金の返還金等を計上、12款1項では、保険給付費の不足に備えるための計上となっております。

委員会では、後期高齢者支援金について、支払い月等についての説明をもらいたいとの意見が出ております。当局の説明では、支払いについては、社会保険診療報酬支払基金へ毎月支払っているとの説明を受けております。

次、議案第108号については、歳入では、1款1項入院外収入と2項その他の診療収入では、4月から6月までの診療実績をもとに収入の見直しを行ったところ、それぞれ減少する見込みであることから減額補正、5款1項繰越金では、19年度決算が確定したことによる計上となっております。歳出では、財政調整基金積立金として計上、これによって、平成20年度末の財政調整基金の額は1億739万円になる見込みであるとの説明をいただいております。

次に、議案第109号についてであります。歳入では、1款1項、2款1項、3款1項、4款1項では、支払い事業費のうち、診療報酬支払基金が12分の6、国が12分の4、県が12分の1、市が12分の1の負担割合になっていることから、それぞれ計上となっております。歳出では、1款1項1目と3目では、老人保健の平成20年3月以前に行われた診療分の請求分と調整分の医療費の請求が予想以上に多く、9月以降の支払い分として計上となっております。

委員会では、医療給付費について、3月末までの見込みで計上しているようだが、計上額に根拠はあるのかどうかとの意見が出ております。当局の説明では、平成20年4月から8月までの医療費の請求を踏まえておりますが、月おくれや過誤調整の結果など、不透明な点が多いため、若干多目の計上をしているとの説明を受けております。

次に、議案第110号であります。これについては、19年度決算の確定に伴う内容であります。

請願第3号、4号については、将来の医療体制や介護、福祉などを考えた場合、国からの社会保障関係費が削減されれば、市民の負担はどうしても多くなることが予想されます。そしてまた、生活品の物価高騰についても、地域経済が悪化していることから、緊急に何らかの対策をとってもらうべきであるということから、全員の賛成でいずれも採択しております。

次に、継続審査となりました陳情第9号については、国のほうでの見直しがあるようですので、全員の賛成で継続審査としております。

以上で報告を終わります。

議長（竹内睦夫君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

昼食のため休憩します。

午後12時02分 休憩

午後 1 時 20 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

さきの審議の中で、下水道接続アンケート結果について、全議員にアンケート結果についての資料を全議員に配付することを許可しておりますので、配付いたします。

【事務局職員、資料配付】

議長（竹内睦夫君） 配付漏れございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） はい。

それでは、次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。22 番佐々木正己産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（22 番佐々木正己君）登壇】

産業建設常任委員長（佐々木正己君） それでは、当委員会に付託になった議案、並びに陳情についての結果報告を申し上げます。なお、結果はすべて全員一致であります。

議案第 96 号市道路線の認定について、可決に決しております。

議案第 102 号平成 19 年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定に決しております。

議案第 103 号平成 19 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、これも認定に決しております。

議案第 104 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定について、認定に決しております。可決であります。

議案第 105 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定について、認定に決しております。

それから、議案第 111 号平成 20 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、これも可決に決しております。

議案第 112 号平成 20 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、これも可決に決しております。

議案第 113 号平成 20 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 2 号）、可決に決しております。

議案第 114 号平成 20 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）、可決に決しております。

陳情第 14 号、これは J A の秋田しんせいから出されているものでありますが、原油・肥料・飼料高騰並びに国産農畜産物増産・自給率向上に向けた要請書、採択に決しております。

審査の結果を若干報告いたします。

議案第 96 号の市道路線の認定であります。これは寄附受け入れ路線となっております。寄附には、何でもかんでも寄附されればいいというものではなくて、受け入れ条件がありまして、それに合致していることということになって、最終的には整備が良好であるという道路になるということ、現地を見てまいりました。道路はアスファルト舗装され、両側の側溝はふたつきで完成されてあり

まして、良好な状態でありました。

それから、議案第 102 号であります。19 年度の公共下水道特別会計決算、皆さんのお手元にアンケートの結果報告がただいま配付されましたが、これが当委員会に出されております。ということで、急遽皆さんにも見せたらいいのではないかとということで、配付になりました。で、このことについて申し上げますが、収入未済額がもう既に発生しているということで、当局では滞納が早くも心配だというような声が出ております。ということと、接続、未接続に関するところで、接続率を上げて周知を図りたいというようなことから、このアンケートを行ったということでありまして、参考にしていただければと思います。委員からは、使用料の滞納が今後ふえないようにぜひ努力されたいというような発言が出ております。

それから、議案第 104 号、19 年度のガス事業会計決算について申し上げますが、当年度純損失が 2 億 1,600 万円ほど出ております。当局の説明ですと、この熱変事業に関するもので、この程度の赤字はある程度は予想された範囲にあるという説明でしたが、ここ 5 年ほどは厳しい状態が続くだろうという説明がありました。19 年度は T D K などの大口需要家の獲得が成って、大変よかったというような評価の声が出ておりましたが、当局では、一方、世界的な脱石油化に伴いまして、ガス化のほうにエネルギーが向かっている状況で、原材料が高騰するという、あるいは原材料不足が懸念されるというような報告がありました。

それと、105 号の 19 年度の水道事業会計の決算についてであります。今の状況ですと、水の量はまあまあ確保できているけれども、大口の工場が設置されたり、あるいは湯水が続いた場合に、今のままで十分だと、水道量が十分だというような認識は持っていないようであります。ということで、当局は、できるだけ水量の確保ということで、今後、水源確保ということで発掘をしたい、掘りたいということの説明も受けております。以上であります。

議長（竹内睦夫君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計決算特別委員長の報告を求めます。23 番山田明一般会計決算特別委員長。

【一般会計決算特別委員長（23 番山田明君）登壇】

一般会計決算特別委員長（山田明君） 議案第 97 号平成 19 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成多数で可決されました。

議長（竹内睦夫君） これから一般会計決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで一般会計決算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。23 番山田明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（23 番山田明君）登壇】

一般会計予算特別委員長(山田明君) 議案第 106 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算(第 5 号)について、賛成多数で可決されました。

議長(竹内睦夫君) これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

これより議案第 92 号から各議案に対する討論、採決を行います。

初めに、議案第 92 号にかほ市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 異議なしと認めます。これで議案第 92 号の討論を終わります。

これから議案第 92 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長(竹内睦夫君) 起立全員です。したがって、議案第 92 号にかほ市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 異議なしと認めます。議案第 93 号の討論を終わります。

これから議案第 93 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長(竹内睦夫君) 起立全員です。したがって、議案第 93 号にかほ市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 94 号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 異議なしと認めます。これで議案第 94 号の討論を終わります。

これから議案第 94 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長(竹内睦夫君) 起立全員です。したがって、議案第 94 号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり

り可決されました。

次に、議案第 95 号にかほ市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 95 号の討論を終わります。

これから議案第 95 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 95 号にかほ市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 96 号市道路線の認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 96 号の討論を終わります。

これから議案第 96 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 96 号市道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

なお、議員の皆さんに申し上げますけれども、採決のときに、事務局のほうで確認できるまで起立を継続してお願いいたします。

次に、議案第 97 号平成 19 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 議案第 97 号平成 19 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については、幾つかの問題がありますので、認定に反対します。

昨年 3 月の一般会計予算については、主に、うば捨て山と言われる後期高齢者医療制度の件、長寿祝い金のサービス低下の件、定率減税廃止などによる国の市民への負担増、この 3 点があるために反対しました。今回出されている決算には、当然ながらこれらの内容が含まれています。

一つ目の後期高齢者医療制度についてです。この 4 月に実施してから、多くの批判が起こっています。75 歳から区切ること、年金から保険料の天引き、新たな保険料の徴収、包括医療や終末期の扱いなどなどです。この 10 月 15 日には、これまで保険料の負担のなかった人からも年金天引きが始まります。75 歳になった時点からこの制度への移行ということで、年金支給のたびに天引きされる数もどんどんふえています。

後期高齢者医療制度での包括診療、この一端を報告したいと思います。これは、生活と健康を守る新聞にも載せられていたものです。次のような記事です。「7 月初めに成人そけいヘルニア

で入院した。入院診療計画書の説明を聞いて、びっくりした。手術日から3日後に退院する計画だ。なぜ入院日数が短いのかと聞くと、4月から包括診療になった。成人そけいヘルニアは手術日から3日目で症状が安定するので、あとは自宅療養ですと言った。今までとどこが違うのかと聞くと、今までは出来高払いといって、患者さんの病気が治るまで病院で治療していた。それでは治療費がかさむと言った。包括診療はどうなりますかと聞くと、包括診療は病気によって診療点数が決められている。病状が安定したら退院してもらうから、医療費の節約になると言った。私は、手術の傷が大きく、3日過ぎても痛みが強いので、5日後に退院した。病状が変化しないことを安定といって退院させ、自宅療養とはあまりにもひどい。包括診療というのは、患者の治療よりも医療費削減を優先する仕組みなのだ」とあります。

最近、舛添要一厚生労働大臣は、多くの国民の批判を受けて、後期高齢者医療制度について見直しを表明しております。麻生自民党総裁も、先ほど首相の指名を受ける選挙もやっていたようですが、この制度は問題があるということで、見直しを前倒しにするというふうに表明したりしていますけれども、制度そのものは続けるというふうにしています。

今回の決算には、後期高齢者医療制度システム構築の国の補助金が38%と極めて低く、納得できません。もちろんこれは市の責任ではありません。国の制度が変更するというところで行う事業であれば、その事業を進めるには十分な予算を置くべきだと考えますが、実際はそうになっていません。

次の長寿祝い金ですが、これについては、これまでよりもほぼ半分に引き下げています。合併では、サービスは高く、負担は低くとしてきましたが、この長寿祝い金については、合併の方針に添わない内容です。

次に、市民の負担がふえる問題では、これも市の直接の責任ではありませんが、定率減税の廃止で、約4,800万円もの市民の負担増になっています。また、個人市民税の税率が税源移譲に伴い、それまで3・8・10%だったのが一律に6%となり、約2億円の増加となっています。従来3%だった人は2倍の増税ということになります。その一方では、大企業や大資産家などへの優遇もあります。減価償却制度の見直しによる法人税の減税が、地方税の法人住民税や法人事業税も減免になります。証券優遇税制も1年延長ということで、株式配当所得への課税は20%から10%に、株式譲渡所得への課税は26%から20%に軽くする、こういうものもあります。これらは小泉内閣以来の構造改革、弱肉強食の政策で、貧困と格差を生み出した一つの事例と言っていいと思います。

もう一つ、最後にありますが、2007南極フェア実行委員会補助金の問題もあります。これは42万4,084円ですけれども、この中には、これまでのいろいろないきさつはあるということはおわかりますが、海上自衛隊大湊音楽隊の演奏、これは自衛隊の性格からいってやるべきでないと考えます。自衛隊の宣伝等はその後エスカレートしています。この決算と直接かわりないんですが、本年度は自衛隊装備品の展示として装甲車、指揮車車両の展示、自衛隊用バイクに自衛隊の制服を着せた子供を乗せて記念撮影をする。自衛隊勧誘ののぼりが多数立ち、これらが南極広場に見られる、こういう状態です。その自衛隊は、一方で国民監視をしたりしております。本来は憲法違反の自衛隊です。そして、軍事費が膨大なむだ遣いにもなっています。

決算の内容、これはほとんど市民生活にとって必要であり、賛成するものですが、以上述べてきたことから、本議案は認定できないということを表明します。

なお、議案第 98 号国民健康保険会計の決算、議案第 106 号一般会計補正予算、議案第 107 号国民健康補正予算などにも後期高齢者医療費の関連部分がありますので、同様の態度であるということをつけ足して終わります。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。16 番竹内賢議員。

【16 番（竹内賢君）登壇】

16 番（竹内賢君） 議案第 97 号平成 19 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の意思を表明したいと思います。

本議案については、昨年 3 月の議会でも私は反対しましたが、市民の願いは、子供からお年寄りまで豊かな心と元気な体で将来に希望を持って生活できる地域をつくることだと思います。限られた財政で、その願いを実現する政治をいかに行うことが大切か、私たちに課せられた任務だと認識しています。そういう意味からいって、19 年度決算書では、市民生活を守るために市当局も頑張っていることは伝わってきますが、次の 2 点について納得できませんので、決算を認定することに反対をいたします。

一つは、国民の心を感じることなく、政策をつくり、実施している政府みずからが欠陥政策として何度も手直ししている後期高齢者医療制度についての歳入歳出があることです。市としては、国が決めたことであり、法律に従って行っていると説明することでしょうが、地方分権を求めている立場もあります。市民のためにならない政策に対しては、毅然と異議を申すことも必要だと考えます。

二つ目は、3 年前の合併協議の中で、合併するために文化施設等の建設が協定化されたことにより、一地域に文化施設の建設を核とした 5 年間におよそ 46 億 5,000 万円の巨額な予算を伴う、まちづくり交付金事業の計画の内容がだんだんと明らかになってきました。そのための準備の歳入歳出もあります。この事業については、市民のアンケートについても、回収率も非常に少なく、特定道路財源の一般財源化の問題もあります。いま一度立ちどまって考えることが、将来のにかほ市に大切だろうということを訴えて、反対の討論にします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論はございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第 97 号の討論を終わります。

これから議案第 97 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報

告は認定とするものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 97 号平成 19 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第 98 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。16 番竹内賢議員。

【16 番（竹内賢君）登壇】

16 番（竹内賢君） 19 年度の一般会計の歳入歳出の決算についての中でも触れましたが、議案第 98 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について反対をします。

後期高齢者医療制度の歳入歳出があります。この後期高齢者医療制度については、自民党と公明党が強行採決をし、そして実施しましたが、今さら繕うことのできない欠陥制度であります。幾ら手直ししても何ともならないということで、つい最近、この政策を強行した厚生労働省のトップである大臣が、75 歳以上の高齢者としていた制度を、年齢のみで対象者を区分しないとか、年金からの保険料徴収を強制しないなど、3 点にわたって見直すことを表明しましたが、このようにみずから強行した制度を根本から手直ししなければならないような制度を国民に押しつけた責任がありますし、市も制度ができたので、やむを得ないということは十分わかりますけれども、この制度によって、国民は政治に対する不信、あるいはみずからの医療について制限をしたり、不安を持ったり、あるいは生活が、年金から天引きされることによって大変な状態になるということがあります。天下の悪法をみずから認めたことは、いいわけですが、国民のために直すのではなくて、それこそ総裁選、あるいは選挙のためとかにやるということは邪道だと思います。市民の貴重な財政から使われている、この後期高齢者の予算について、私はやっぱり惜しい、そう思いますし、地方自治体がしっかりと声を上げることが大切だと訴えて、反対の表明にしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第 98 号の討論を終わります。

これから議案第 98 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 98 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 99 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 99 号の討論を終わります。

これから議案第 99 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 99 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 100 号平成 19 年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 100 号の討論を終わります。

これから議案第 100 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 100 号平成 19 年度にかほ市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 101 号平成 19 年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 101 号の討論を終わります。

これから議案第 101 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 101 号平成 19 年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 102 号平成 19 年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 102 号の討論を終わります。

これから議案第 102 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 102 号平成 19 年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第 103 号平成 19 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 103 号の討論を終わります。

これから議案第 103 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 103 号平成 19 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 104 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。これに……

【16 番（竹内賢君）挙手し、発言を求める】

議長（竹内睦夫君） 議案第 104 号に対する討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。16 番竹内賢議員。

【16 番（竹内賢君）登壇】

16 番（竹内賢君） 議案第 104 号のガス事業特別会計の歳入歳出決算認定について反対をしたいと思います。

昨年の 12 月に二つの理由でガス料金の改定が行われました。一つは、熱量変更の関係であります。それから、もう一つは、合併による料金の均一化ということでもあります。その結果、各地域によって引き上げ幅が大きく変わりました。特に象潟地区においては大幅な値上げになっております。この料金引き上げに対して、特に 1 月 1 日から冬の需要期に当たったことでもあります。そして、説明が非常に不十分でした。値上げをした後に説明会を開いても、これは後の祭りであります。そういう中で、私は、当局として市民に対して極めて不親切な内容で引き上げを実施したというふうに考えます。こういう熱量変更によって、事業費の捻出のために改定をしなければならないという必死な状況ということはわからないわけではありませんけれども、市民に対する説明をきちんとやっぴりやっていく、そういう姿勢が必要だったと思います。市民が苦しい生活に追い打ちをかけられるような行政のあり方について、私はオーケーというふうにはいきません。そういうことで、この特別

会計の決算認定については反対をしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第 104 号の討論を終わります。

これから議案第 104 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 104 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 105 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 105 号の討論を終わります。

これから議案第 105 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 105 号平成 19 年度にかほ市水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第 106 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）に対する討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。16 番竹内賢議員。

【16 番（竹内賢君）登壇】

16 番（竹内賢君） 議案第 106 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）に反対をします。

平成 20 年度の一般会計予算について、私は 4 点の理由を挙げて反対をしました。一つは、議員報酬引き上げの予算を計上していること、二つ目は、金浦地区に総合文化施設を建設することを目的とした金浦地区まちづくり交付金事業の予算、約 9,220 万円を計上していること、三つ目は、白瀬フェア実行委員会が自衛隊音楽隊に演奏会を計画していること、その後も補正 2 号で増額するなど計画性に欠けているというふうに考えられること、四つ目は、多くのお年寄りからブーイングされている後期高齢者医療制度の予算が計上されていること、財源についても国の 4,330 万円の負担に対して、市が 6.2 倍の 2 億 7,000 万円も負担をしていること。

今回の補正予算では、放課後児童健全育成事業費や農業振興費、図書館費など、当面する予算が盛り込まれておりますが、急ぐ必要に欠く顕彰者褒賞費や後期高齢者医療制度の関係の予算、さらに、来年度から始まる年金から住民税を天引きと称して徴収するためのシステム改修委託予算2,412万円が計上されていること。さらには、これまでの説明や論議で整合性に問題があると思われる唐戸大橋修繕費の予算、今回1,400万円の減額補正がされていますが、私はまだじっくりいきません。さらに、フェライト子ども科学館のリニューアル事業費について、委員長等から説明をされていますけれども、私はやっぱりまだじっくりいきません。そういうことで、この議案第106号、20年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）に反対をします。

すみません、議案第107号国民健康保険についても反対しますので、同じことで2回も上がらないようにしますから。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第106号の討論を終わります。

これから議案第106号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第106号平成20年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第107号平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）の討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第107号の討論を終わります。

これから議案第107号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第107号平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 108 号平成 20 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第 1 号)の討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 異議なしと認めます。これで議案第 108 号の討論を終わります。

これから議案第 108 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長(竹内睦夫君) 起立全員です。したがって、議案第 108 号平成 20 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第 1 号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 109 号平成 20 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第 3 号)の討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 異議なしと認めます。議案第 109 号の討論を終わります。

これから議案第 109 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長(竹内睦夫君) 起立全員です。したがって、議案第 109 号平成 20 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第 3 号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 110 号平成 20 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第 1 号)の討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 異議なしと認めます。これで議案第 110 号に対する討論を終わります。

これから議案第 110 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長(竹内睦夫君) 起立全員です。したがって、議案第 110 号平成 20 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第 1 号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

所用のため 2 時 30 分まで休憩します。

午後 2 時 16 分 休 憩

午後 2 時 29 分 再 開

議長(竹内睦夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 111 号平成 20 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)の討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 111 号の討論を終わります。

これから議案第 111 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 111 号平成 20 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 112 号平成 20 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 112 号の討論を終わります。

これから議案第 112 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 112 号平成 20 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 113 号平成 20 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 2 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。議案第 113 号の討論を終わります。

これから議案第 113 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 113 号平成 20 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 114 号平成 20 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 114 号の討論を終わります。

これから議案第 114 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 114 号平成 20 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第 11 号地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。陳情第 11 号の討論を終わります。

これから陳情第 11 号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 11 号地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書は、委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第 12 号「地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書」の採択等を求める陳情書の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第 12 号の討論を終わります。

これから陳情第 12 号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 12 号「地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書」の採択等を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 13 号議員報酬額引き下げ（平成 20 年 3 月 21 日議決前に戻す）を要求する陳情書の討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許します。18 番齋藤修市議員。

【18 番（齋藤修市君）登壇】

18 番（齋藤修市君） 陳情第 13 号に対する意見を述べます。

私は、平成 20 年の 3 月定例会において、議案第 10 号議員報酬引き上げの修正案に賛成し、同 5 月の臨時会において、議案第 63 号直接請求による議員報酬引き下げ案に反対した 1 人であります。

議員報酬の引き上げに対しては、3 町合併時の申し合わせ事項であり、平成 17 年の合併時に速やかに実施すべき事項であったと思います。しかし、当局は、2 年を経過した平成 20 年度の予算編成に当たり、近隣類似の市と関連を見ながら、特別職報酬等審議会に諮問をして、審議会の可決を見て、提案されたのが議案第 10 号であります。この議案を付託された総務委員会では、長い時間をかけて審議し、社会情勢や市民感情を考慮した修正案を提出しました。そして、本会議において賛成多数で可決したものであります。その後、にかほ市をよくする会と称する団体の代表から提出された直接請求による議員報酬引き下げ案を、臨時会において反対多数で否決したものであります。

直接請求のベースになった 4,000 票強の市民の署名については、これは真剣に受けとめております。しかし、私は、にかほ市の議員報酬は決して高い額ではないと、そのように思います。引き上げ後の額は、秋田県 13 市の中でも 12 番目で、しりから 2 番目であります。しかし、何も他市と比較する必要はないという意見の方もおられます。また、議員活動はボランティアで報酬なんか要らないんだという方もおられます。そんなことは承知で議員になったんだろうと、そのように批判さ

れる方もおります。

しかし、報酬だけをとりえて議員活動を評価されるのは果たして正しい評価でしょうか。私は必ずしもそうは思いません。これからのにかほ市総合発展計画を推進していくためには、若い人たちの知恵と行動力が必要です。しかし、自分の生活を犠牲にして政治に参画できる人はなかなかおらないと思います。この若い人たちが、安心して市発展のために力を尽くせるよう、議員報酬のあるべき姿を検討して、適正な報酬額を次世代の人たちに引き継いでいくことが今の私たち議員の責任であると思います。

しかしながら、現在の社会情勢を考えると、原油の高騰による諸物価の値上がり、後期高齢者医療制度の導入等々による高齢化社会の生活困窮など現状を見ると、この痛みを分かち合うためにも、議員みずからの意思で当面の打開策を講じる必要があると考えます。この件については、近日中にいろいろ議論をし、行動に移すことも視野に入れて、本陳情第13号に対する反対の討論とします。

議長（竹内睦夫君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。16番竹内賢議員。

【16番（竹内賢君）登壇】

16番（竹内賢君） 陳情第13号議員報酬額引き下げ（平成20年3月21日議決前に戻す）を要求する陳情書に賛成の意見を申し上げたいと思います。

この問題を考えるに当たって、私は、大前提になることは、市民と市議会は敵対するものではないということだと思えます。市民の信頼と負託にこたえるために、私たちは議員となり、市議会をつくり、市民のために活動することでした。しかし、この報酬引き下げの市民からの一連の陳情や直接行動は、建設事業など施策に対するものではなく、議員の報酬という問題だということであり、とても不幸なことだと思えます。信頼関係がないのかと残念です。

これまでの経過としては、議会は、議員報酬改正の条例を可決し、それを前提とした予算も可決し、引き下げを求める陳情を否決し、さらに引き下げを求める直接請求を否決してきたという経過があります。このことは事実であります。今また引き下げを求める陳情が出されました。新聞報道では、代表が今回の陳情に当たって、報酬が下がるまで何度でも続ける、議員との根比べになると語っているというふうにありました。さらに、現在は、引き下げを求める直接請求のための署名行動を行っているようです。

いろいろな思いを引きずって合併した、にかほ市です。「新生にかほ市」と唱えています。市民と議会がこのような状況が続けることはいかがなものでしょうか。決してよい状況だとは思いません。にかほ市をよくする会の会報、「にかほ市の皆さんへ」では、「市議会にはもはや自浄能力は期待できず、その他の審議についても市民の気持ちを理解し、反映させる場としての機能を失っているのではないのでしょうか。このことは議会制民主主義の根幹に反するものであり」云々とありました。

私は、本来は、この陳情ではなくて、議会解散請求が出されてしかるべきだったかなというふうな思いもしています。ですが、私たちが考えなければならないことは、議員のための議会ではなく、市民のための議会だということだと思えます。ここに重きを置きたいと考えます。延々と続く議員

の報酬問題は、にかほ市、何としているんだと笑われていることに、私は耐えられません。

今は、合併後1期目の議会です。基礎をつくるためにやらなければならないことは山積しています。そこで、私は、市議会が考え、やらなければならないことは、まずは市民の立場に立って考え、行っていくことだと思います。これこそが私たちの優先すべき任務だと思います。

そういう立場で、この陳情に対して賛成をしますが、そこで私は何人かの議員にも話をしてきました。さきの反対の議員の方も言うておられますが、私は少し違いますが、これまで議会が議決したことは、これはやっぱり幾ら多数決でほんの少ない差であっても、可決をしてきたということは、これはやっぱり重きにあると思います。ここを考慮した場合に、22年4月30日までは旧報酬額を適用する。次期改選になる22年5月からは、議決した引き上げを適用する条例改正をすることも一案だと私は考えます。次期改選からは定数が20名に決まっております。こういうことも一つの条件にして考えた場合、私の一つの考え方も皆さんから受け入れてもらえるのではないかと。そして、早くこの問題に決着をつけて、市民と私たちが一緒になって新しい市をつくっていく、そういうことに邁進していくべきだという考え方をもって、賛成討論にします。

議長（竹内睦夫君） 傍聴人の方に申し上げますが、あそこの傍聴規則にもあるとおり、発言はもちろんのこと、拍手等も含めた賛否を表明するような声は一切許されませんので、その点をよろしく御理解をお願いします。

次に、本件に反対者の発言を許します。8番小川正文議員。

#### 【8番（小川正文君）登壇】

8番（小川正文君） 3月に上程されました議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、私は賛成をいたしました。5月に上程されました同じ議案に対して、私は反対をいたしました。今回、議員報酬額引き下げを要求する陳情書に対して、改めて反対の立場で討論をいたします。

反対の理由として、一つは3月議会において修正されましたけれども、議員の報酬は新市において新しく定めるといふ合併協議会の合意事項があり、市長が諮問した特別職報酬等審議会において、にかほ市の市会議員としての新しい報酬が妥当であると答申されたことであります。二つ目は、社会的、地域的、あるいは人口的に議員活動が広範囲に広がっていること、また、当局の説明にもありましたけれども、財政的にも何ら不安がないということ。三つ目は、旧3町の議員は48名でありましたけれども、2年前の議員の選挙において、半数の24名にし、財政的にも相当の削減をしているということ。四つ目は、本来であれば、議員の報酬と定数は別々に考えなければなりませんけれども、3月議会において、次の通常選挙からは4名削減した定数20名で行うということでありまして、

議員報酬とは、本来、景気がよければ上げる、悪ければ下げるといふものではありません。議会は、条例の制定、改廃、予算・決算、市民の福祉健康の増進を図ることについて審議を行い、自身の知識、意識の向上のために、また、市民の要望にこたえることも議員活動の一環です。4年に一度、市民の皆様の審判を受けねばなりませんし、民主主義の原点である選挙を受け、生活に困らない、十分な政治活動ができる、これが議員の報酬としてふさわしいものではないかと思っております。

もちろんににかほ市をよくする会の皆さんが指摘するように、公共料金の値上げ、原油等の高騰に

より市民の生活は厳しさを増している現状であります。ただ、公共料金については、合併時における統一料金の問題があります。原因についてはグローバルな問題があるわけであり、逆に、こういうときだからこそ、大きな視点に立ち、新しく生まれたにかほ市をどうするのか、どうやっていけばこのまちが住みよいまちになるのか、そのことを話し合い、討論していくことが一番大事なことだと思っております。

また、議員報酬とは仕事に対しての対価であり、それには生活給は含まれないと、さきの議会で国松代表が述べておられます。もちろんそれが本来であれば正論なのかもしれませんが、しかし、それでは、今の現状では、限られた、経済的な余裕と時間のある人しか、政治に携わることができなくなるのではないのでしょうか。国の法律では、25歳以上の人にはだれでも被選挙権があります。ましてこれから、特に30代、40代の若い世代が、自分たちが住み続けるまちづくりに、志はあるけれども、経済的に、時間的に参画できないのであれば、このにかほ市にとって一番の大きな痛手であると思います。地方政治を志し、これから市民のために一生懸命働こうとする有能な人が選出される下地を整えておくことも必要であると思います。以上の点から、この陳情について反対をいたします。

にかほ市をよくする会の皆さんが議員の報酬を元に戻すべきと起こされた条例の改正についての直接請求について、市民4,061名の方々が署名・捺印されたことに対して、1人の市民として、1人の議員として深く重く受けとめているところであります。今後、透明性のある議会活動をすることによって、市民の理解は十分に得られるものと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、本件に反対者の発言を許します。7番佐々木正明議員。

【7番（佐々木正明君）登壇】

7番（佐々木正明君） 今回の13号の陳情は、3月定例議会と5月26日の臨時議会で慎重審議され、直近の議会で、既にかほ市議会としての結論が出ているものであり、行政には一貫性、継続性が求められることから、今回の陳情には反対討論させていただきます。

4,061人の有効署名で直接請求が出た際も、市民の声を真摯に受けとめ、我々議会でも議会運営委員会で検討をし、全員協議会の場で議員は各種会合や諸行事に積極的に参加し、市政報告会をするなど、市民の目に見える行動をしなければと話し合いもし、行動もしております。今回の議員報酬見直しについては、3町合併協議の中で、合併が実現したときには議員の報酬について、近隣の県内の類似市の状況を見てこれを定めるとされていることを踏まえて話し合い、見直しをするべきだとのことで、当時の3町の正副議長に一任したことを受けて、昨年末に市の判断で報酬審議会開催の予算を議会に提案し、何ら問題なく可決されました。これを受けて市長が報酬審議会に諮問して、8対1の圧倒的大差の妥当であるとの賛成答申を受けて議会に提案されましたが、公共料金の値上げや原油等の値上げのときとも重なり、提案された時期も悪く、私たち議員が知るよりも早くマスコミ報道されるなど、市民の反対活動が始まりました。

当時の総務委員会では、半年以上も前から、市民の定数削減の声を受け、議員定数の見直しを議

論してきており、市民感情にも配慮して、議員報酬とは別問題として議員定数削減も検討し、24名から20名にすることも議員提案で決めております。また、報酬の額を議員提案で減額修正するために総務委員会で何日も、何度も何度も、市民や議会から理解を得られるにはどうしたらよいかと話し合いを重ねて、全員が納得して、諮問案より2割以上削減する削減案を議員提案することを決めて提案し、可決されました。議会選出の監査委員の報酬引き上げは前に可決決定しておりますし、議員報酬引き上げと同時に、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会等の報酬も類似市に近づけるために引き上げ可決決定もしております。

私たち市議会議員としての活動は、ボランティアととられる面も少なくありません。TDKなどがにかほ市の代表としてサッカーや野球などで活躍したときには、東京ドームでも、秋田市や仙台市でも応援に行くのが任務として行動しておりますし、いろいろなイベントや各地区の諸行事にも自費で参加しております。そうした活動を当然市民の方々も望んでいると考えております。ごみ処理、消防、介護保険、広域連合議会などでは、36万円もの議員報酬で政務調査費もある由利本荘市とも対等につき合っている議論もしております。費用負担を伴う場合も少なくありませんが、最後まで参加するのが相手側に対する礼儀と考えております。小学校や中学校の各種の行事に参加するのはもちろん、いざ災害や緊急時に、市当局とは別のルートで県や国政レベルに要望活動できるよう、いろいろな諸先生方との研修や交流活動も議員活動の一つであり、私たちは自信を持って議員活動をするべきで、今回のように何度も同じことをしてマスコミをにぎわすのは、にかほ市のイメージダウンになり、対外的な影響も懸念されるところ大であります。にかほ市議会として二度も直近の議会で結論が出ていることですので、議員諸氏には賢明な判断を望むものであります。

最後に、この議員報酬云々に対する活動は、真剣に取り組んでおられる方々が大半とは思いますが、中には、誹謗中傷の怪文書のチラシを配布したり、賛成した議員の方々の親戚に嫌がらせの電話をかけてよこしたりで、電話機を変えた方々もおられる状況など、個人攻撃と見られるような行動は、良識ある市民を巻き添えにすることになり、これを看過することは容易に認められませんので、適切な判断の一部としていただくようお願いいたします、私の反対討論といたします。

【傍聴席で「議長さんをお願い。記名投票してくださいな」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ただいま発言されました方の退場を命じます。

【傍聴席で「はい、退場します」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、本件に反対者の発言を許します。6番佐藤文昭議員。

【6番（佐藤文昭君）登壇】

6番（佐藤文昭君） それでは、陳情第13号議員報酬額引き下げ（平成20年3月21日議決前に戻す）を要求する陳情書に反対の意思を表明します。

今回の議員報酬の改定では、原案については、市の財政事情と市民感情や社会情勢を考慮して、議会として修正案を提案し、3月議会、5月臨時会で可決しており、にかほ市議会では結論を出しているものです。市では、5カ年の市行財政改革大綱、集中改革プランの中で、組織機構の見直し、

定員管理及び給与の適正化など、重点的に取り組むべき項目として13項目を取り上げ、5カ年で14億1,100万円の財政的な経費節減を目指しています。

この中で、合併に伴う議員定数の削減「在任特例による48人から24人へ」を生かし、計画期間内に24人、3億4,400万円の人件費削減としています。これを踏まえ、さらに議会としては、現行定数より4人削減し、経費節減に努めるつもりです。議員報酬の改定に当たっては、特別職報酬等審議会でも附帯意見として議員定数削減を求めており、3月議会では、委員会で修正可決された経緯を議員の定数減を今議会に発議することなど、総合的に勘案した結果と報告しています。

私は、議員定数削減と報酬は切り離すことはできないと考えます。議員定数4名削減した場合、削減額は年間2,000万円となり、答申された総額1億3,302万4,000円から2,000万円を控除した1億1,300万円の枠内で賄える額としたところであります。したがって、答申された8万7,000円の80%、6万9,000円を基準とし、総額で約1億400万円で、実額で2,802万4,000円の節減となります。

議員報酬を改定するとき、市の財政力もあります。旧3町は財政力指数が県内で良好で、合併後もにかほ市は、平成18年度決算で財政力指数が0.453%、平成19年度決算で0.49%であります。自治体財政の健全化に関する法律が制定され、平成19年度決算では、自治体の財政状況をあらゆる健全化判断比率で普通会計の赤字額の割合を示す実質赤字比率、これに国民健康保険、診療所、水道・ガス、下水を加えた会計の実質赤字比率はマイナスであり、普通会計、その他会計、一部事務組合を含めた実質公債比率は16.1%です。基準は25%です。普通会計にその他のすべての会計を含めた実質的な借入金の財政負担を見る将来負担比率は、基準は350%、185.1%で、市の財政力は健全化を示していると考えます。

合併協議会では、それまでの48名の議員数が合併時の法定数26名から24名に削減しました。選挙で改選された議員を、皆さんはどのように評価、受けとめているのでしょうか。私たちの議会でも、行政のスリム化、効率化、合併効果を生かした財政の合理化などについて、日々議会において十二分に調査・審査し、また、我々議員も、合併になり、日々議会活動を通じて、市の発展のために頑張ってきました。

前段で述べたとおり、議員報酬の改定については、にかほ市議会では二度の結論を出しており、陳情第13号についての反対討論とします。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。12番村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）登壇】

12番（村上次郎君） 私はこれまで、議員報酬は引き上げには慎重であるべきだということで、引き上げには反対ということで、これまで来ました。そして、5月26日の議案に対しても同様の態度をとってきました。本議会で、やはり問題、幾つか討論を聞いていて感じましたので、幾つか気がついたことを述べて賛成の討論としていきたいと思います。

まず一つは、財政状況の問題です。確かに、にかほ市は、これまで全県的に比較すると安定したと言ってもいい状況です。象潟中学校の建設をし、さらに、仁賀保中学校の建設をしている。その割には大丈夫と。学校建設があるから、教育予算を少し我慢せいと、こういうような状況でもあり

ません。そういう点では、市の当局も頑張ってきたし、また、かなりの負担を感じながら税金を納めてきた方々の支え、こういうこともあったというふうに思います。したがって、財政状況がいいからどうだという問題ではないのではないかとこのように思います。

なぜかといいますと、この問題は、市民運動もありましたけれども、市民の皆さんが本当にいろいろな生活の大変さということもありますけれども、感情的にも、それから運動の仕方と、それに反する方向とのずれ、気持ちの上のずれということも相当にあるのではないかとこのように私は感じ取っております。

で、先ほどの討論の中には、にかほ市のイメージダウンになるのではないかとこのこともありました。確かに、そういう面はあるかと思えます。しかし、運動している方々のほとんどは、真剣にこのことを考えて、やはり今のままではだめなのではないか、そういう立場でいると思います。そういう気持ちは酌んでいかなければいけないのではないかとこのように私は感じ取っております。それから、議員活動が見えないけれども、頑張っているということも確かにありますし、議員個々のそれぞれの条件を生かして、従来よりは、この運動が起きてから、確かに皆さんからの刺激を受けながら、それぞれの議員活動は頑張ってきている、そういうふうに評価はできると思えます。

しかし、今、この問題が、市民の皆さんと議会の立場とずれているこの状況は、このまま陳情を否決しても解決しないのではないかとこのように思うわけです。したがって、少し時間を置きながら、一たん元に戻しながら、竹内議員の提案なども含めて、もう一度どうあったら一番いいのかということを考え直していくということも必要なのではないか。それが本年度末になるか、あるいはもう少し先に延ばしながら、市民の皆さんを含めた公開討論会とか、あるいは市政説明会、議会との懇談会 — 行政との懇談会や説明会はありますが、議会との説明とか懇談会、こういうのはまだ残念ながら実施できていない、そういう状況です。したがって、いろいろな方策を考えながら、今の精神的な気持ちの上のねじれをやはり解きほぐす必要があるのではないかと、この立場で今回の陳情は賛成をし、そして、また考え直していければいいというふうに思って、討論とします。

【傍聴席での発言あるも聴取不能】

議長（竹内睦夫君） 今の発言をされた方、退場してください。

次に、本件に反対者の発言を許します。21番本藤敏夫議員。

【21番（本藤敏夫君）登壇】

21番（本藤敏夫君） これまで何人かが反対の決意を述べておりますが、若干視点が変わりますけれども、本陳情に対する反対の討論をしたいと思えます。

私はこれまで、議員報酬の引き上げに対し、一貫して反対の立場をとってまいりました。反対の理由は、議員がみずから議員報酬を引き上げるといふのはいかなものかなと、これが反対でした。第二は、議員報酬は議員報酬、議員定数は議員定数、全く別要件であります。それを議員報酬答申が出たからと、当局からの議案が出たからということで、それらを一緒に絡めたことに大きな不満を感じました。議員定数は住民の声を聞くという非常に重要なものであります。それが一部議員の協議の中で決定されたことに、大きな不満を持っておったのであります。

本来、議員の報酬というものは、議員がみずから上げるのではなくて、特別職報酬等審議の審査を

経てやられるものであります。それを純粹にそのことについて白か黒をつけるのが我々の立場であって、それを修正し、引き上げたことに私は反対であったわけでありまして。よって、本議会までの間に、本議会で2回、修正で出された引き上げの案、これには反対しました。それから、5月の皆さんの運動成果を、これには賛成しました。が、しかし、今回なぜ反対するかという反対の理由をこれから述べてみたいと思います。

陳情第13号、この陳情書が出ました。しかし、この陳情書の採択、不採択も決まらないうちに、皆さん方は — 皆さん方というのは陳情者 — 別の行動を既に起こしております。この陳情書が、それではどういう意味を持つのかなという、私は疑問があります。

それから、先ほど申し上げましたように、3月と5月の2回の本議会で、既に議員の意思は決定されているものだという、私は認識に立っております。

このようなことを何回も繰り返すと陳情書の提出者のほうで言われているというふうに聞いております。このようなことを何回も繰り返して、果たしてにかほ市がよくなるのでしょうか。その疑念であります。それこそ本議会で、直近で2回も意思表示が決定されているものでありますし、今後こうしたことが繰り返されることになれば、それこそ議会制民主主義の根幹にも影響を及ぼすものだというふうに感じております。我々もみずからの議会広報を配って歩いて、意見を聞きますと、「本藤さん、これ以上は騒がせないでください」「騒がないようにしてください」という意見が多く聞かれます。私は今この段階で、陳情だ、請願という状況にはないと思います。最初の議員の対応、それに責任を感じ、議員みずからがこの問題に決着をつける努力が必要だと考えております。

ことは、市の職員の人事院勧告もありません。人事院勧告がないというのは据え置きなんです。去年までは数%の減とか、そういう状況でした。また、近年の国際的な金融不安、原油の高騰などなど、上げれば切りのないような状況下に現在置かれております。こういう状況は、ことしの3月段階でさえ、予想のつかないことであります。このような明るい見通しを立てることのできない環境下で、こうした社会情勢を踏まえて、市民の意見を問うまでもなく、私たち議員みずからの手で、本件の決着をつけたいものだというふうに私は考えております。同僚議員の賛同を得て、市民の手を煩わすようなことのない決着のつけ方をやる。今は、陳情、請願などという時期ではない。我々自身が反省をし、我々自身の手で本問題に決着をつけるという立場をとるために、あえて反対の討論をさせていただきました。よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。14番佐々木清勝議員。

【14番（佐々木清勝君）登壇】

14番（佐々木清勝君） 私は、この議員の報酬の問題につきましては、終始一貫、値上げ反対の立場で議論をしてまいりました。昨年まで私も総務委員会でございましたので、さきに反対の意見を述べられた方々と同じように、この報酬に対してどういう形で臨むのかと、大変悩みながら議論をしてまいりました。当時の総務委員会の方々、恐らく記憶にあると思いますが、私が最初に申し上げたのは、この問題を24人の市議会議員の社会で論ずるのか、2万9,000人の市民社会で論ずるのか、こここのところをわきまえないと大変な話になると。ここからいろいろな話をしました。私も修正案の検討に加わりました。本当にあらゆる角度からやりました。同僚議員が皆さん申し上げて

おりますので、あえて言いませんけれども、我々の報酬というのは高い安いの問題ではなくて、住民の方々にいかに理解を得るか、理解された報酬を得ることができなければ、どんな報酬をいただいても、これは無に等しいのでございます。

御承知のとおり社会はいろいろ混迷しております。今、私どものにかほ市議会に対する、議員に対する目は非常に厳しいものがございます。私も多くの後援会の方々といろいろな議論をいたしました。そこで、さまざまな社会の話を聞きました。こういうことを言われております。佐々木は堂々と反対をして、もらうものはちゃんともらっている。最初は、手取りの額で17万円いただいております。今回の改定で20万8,000円いただいております。これは紛れもない事実でございます。しかしながら、その決まったことに対して私のとれる行動はなかなか見つかりません。議員には寄附行為というのは禁じられております。そういう形の中で、その差額をどこでどう使うのか、これは大変難しい問題です。究極としては、やはり議員活動をいかにやって、市民の皆さんに、行政のあり方、議会のあり方を説いていくのが一番の道ではないかと、こういうような観点で今、仕事をさせていただいておりますけれども、今回のこの報酬引き下げの陳情については、私はこれは市民の権利でございます。堂々と何回でもやって結構です。議会は議論の府です、言論の場です。言論の府である議会が、住民の基本的権利に対してふたをするようなことをしてはならない。恐らく21世紀の市議会としてのにかほ市に、大きな汚点を残すことになるだろう。

前にもお話がございました。今、マスコミ報道等を見回して、非常に、にかほ市のイメージダウンになると。私も報道とはこれまでいろいろ対峙したことがございますが、いかなる報道をされても結構です。問題は、その課題をどういうプロセスで解決し、結果がどうであったか、これがにかほ市議会の権威につながるのです。皆様方のお話を聞いていますと、みずから議会が議会の権利を放棄するような話をされて、私はまことに残念でならない。

それから、この市議会の報酬は、決して市議会議員みずからが提案したものでないことは、大方の方は御存じだろうと思います。だれひとり、私ども市議会議員に予算の伴う提案権はないのです。これは市長がみずから報酬等審議会の委員を委嘱して、そして、その報酬等審議会に諮問をして、その答申を得て、私どもがその議論をしたと。

3月に結論を出されたことが、今、既に6ヵ月たっております。なおかつまだ市民の多くの方々が納得しがたい状況にあると。一体この原因はどこにあるんだろうかと思えます。私は、二つあるだろうと思えます。一つは、この諮問して、答申が出されて、市の広報、あるいはそういう説明の場所で住民に対して、十分な説明がなかった、これが第1点です。それから、もう一つは、新聞紙上の話でございますので定かではございませんが、住民はあの記事を見ております。議会側から発したコメントが、あたかも市議会議員みずからがこの報酬を盛り上げたというような話が出ております。これが多くの市民の方々に理解しがたい状態を招いているのも事実でございます。

こういう例がございまして。混迷したときは原点に戻るといことがございます。私は、市民の要求を退けるということではないのです。私どもがいろいろな角度から模索をして、大変難儀をして、24名の定数を20名に削減いたしました。この成果が市民の間に一つも理解をされていない。私はまことに残念でなりません。ただただ報酬のことだけでございます。

お話を聞いていますと、報酬と月給 — 給料とは基本的に違うということです。格好のいいことを言わせていただければ、生活が成り立たないような方が果たして市議会議員として出てきていいんでしょうか。生活の安定あって初めて市政のために尽くす、これが議会人としての哲学だと私は思います。あたかも報酬が低いから、高いからやる。思い起こしてください。夕張市、財政再建団体です。確かに議員報酬は少ないけれども、議会も議員もいるんです。財政状況がよければ悪ければの話になったら、マイナスになれば議会が要らないんですか。それこそ議会があり、議員があって、まちの発展につながることをやっていくのが議会の仕事なはずです。

私はこの際、住民の皆さんが限りなく運動を続けることに対しては賛意を表しますけれども、今このままで続けていくというと、多くの方々に、経済的に物理的に精神的に大変な負担を強いることとなります。ここは、にかほ市議会が大胆に原点に戻って、もう一度新たな視点で、議員定数 20 名になった時点で新たな議員報酬ということを構築する必要があるだろうと思います。

その方法は今論じるべきではないと思います。この後に、どのような社会情勢があるのか、そういう中でやっていかなければならないのです。今、横山市長は、合併市として「協同のまち」ということをうたっております。「豊かなまち 夢あるまち 元気なまち」。それが市議会の報酬のことで、議員、そして議会みずからが一つの方向性を出すことができなくて、何のための地域のリーダーであり、住民の代表の議員なののでしょうか。私と同じ意見の方もいないと思いますけれども、ここはひとつ、小異を捨て大同につく、名誉あるにかほ市議会、にかほ市議会議員としての確固たる哲学の一つを示していただければと思います。こうすることで、陳情採択の賛成の意見とさせていただきます。

議長（竹内睦夫君） 次に、本件に反対者の発言を許します。5 番宮崎信一議員。

【5 番（宮崎信一君）登壇】

5 番（宮崎信一君） 反対討論の中で各諸氏がいろいろと申されましたので、私からは大きな項目で 2 点ほど反対討論させていただきます。

今般、市民の中では、議員報酬については大変大きな誤解があるように思われます。例えば議員報酬をいただいたほかに、議員としてさまざまな会議等に出席すれば、すべて日当までいただき、それが数万円になるというような、そういうふうな話を本気にしている方々が多くいる感がございます。合併していまだに旧 3 町の事業がほとんどそのまま施工されております。少なくとも当局から議員への案内は旧町時代の倍以上にあり、付託された事案以外にも誠心誠意義務を果たすべく行動しているところであります。冒頭で申し上げた議員報酬以外の日当等については、一部ございますので、一部を除いて、ここではっきり否定するものでございます。そのあたりも市民の方々には御理解をしてもらいたいところでございます。

私が何よりも申し上げたいことでございますが、この陳情の中ほどに記載されております「議会制民主主義の根幹に反する」という文言、私はまさに当市議会への冒瀆であり、まことに遺憾に思っています。3 月定例会からかけて、幾度となく委員会、また、全員協議会等で議論をし、結果は不採択となったわけではあります。これだけ民主主義に基づき議論を重ねてきたことは、皆さんにも、市の広報、また議会広報、ホームページ等の案内により、反対者の名簿、賛成者の名簿、すべて明

白なことでございます。しかしながら、なぜこのような文言を書き込み、陳情書として提出されるのか、理解に苦しむところでございます。また、先ほど来、本議場から退場者が出ていることも悲しい気持ちであります。ゆえに、反対討論といたします。

議長（竹内睦夫君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで陳情第 13 号に対する討論を終わります。

これから陳情第 13 号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情第 13 号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立少数です。したがって、陳情第 13 号議員報酬額引き下げ（平成 20 年 3 月 21 日議決前に戻す）を要求する陳情書は不採択とすることに決しました。

所用のため、10 分間休憩します。

午後 3 時 34 分 休 憩

午後 3 時 45 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、陳情第 14 号原油・肥料・飼料高騰並びに国産農畜産物増産・自給率向上に向けた要請書の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第 14 号の討論を終わります。

これから陳情第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 14 号原油・肥料・飼料高騰並びに国産農畜産物増産・自給率向上に向けた要請書は、委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、請願第 3 号社会保障関係費の 2200 億円削減方針の撤回を求める意見書採択に関する請願書の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで請願第 3 号の討論を終わります。

これから請願第 3 号を採決します。この採決も起立によって行います。この請願に対する委員長

の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、請願第3号社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書採択に関する請願書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第4号生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択に関する請願書の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで請願第4号の討論を終わります。

これから請願第4号を採決します。この採決も起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、請願第4号生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択に関する請願書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第9号後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書（継続審査中）の討論を省略したいと思います。

【16番（竹内賢君）「議長」と呼び発言を求める】

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後3時50分 休 憩

午後3時53分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

改めまして、陳情第9号後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書（継続審査中）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第9号に対する討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり継続審査することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書（継続審査中）は、継続審査とすることに決定しました。

日程第31、議提第11号地方財政の充実・強化を求める意見書から日程第34、議提第14号生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書までの4件を一括議題とします。

提出者からそれぞれ提案理由の説明を求めます。初めに、議提第11号及び議提第12号について、

13 番菊地衛議員の説明を求めます。13 番菊地衛議員。

【13 番（菊地衛君）登壇】

13 番（菊地衛君） 議提第 11 号地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 20 年 9 月 24 日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員菊地衛。賛成者、にかほ市議会議員伊藤知、同じく佐々木正勝、同じく小川正文、同じく竹内賢、同じく齋藤修市、同じく本藤敏夫。

この議提第 11 号につきましては、先ほどの陳情第 11 号の部分で、るる説明をいたしております。前の文 — 前文を省略して、「記」の部分だけを朗読させていただきます。

1. 医療、福祉、環境、ライフラインなど地域の公共サービス水準の確保と地方分権推進にむけて、国・地方の税収配分 5:5 を実現する税源移譲、地方交付税機能の強化により地方財源の充実強化をはかること。

2. 自治体間の財政力格差は、地方間の財政調整によることなく、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化により是正をはかること。

3. 地方自治体の意見を十分に踏まえた対処を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

それで、あて先ですけれども、本日の組閣によって、この役職名は変わりませんが、名前のほうが一部変わるということを御了承いただきたいと思ひます。

続いて、議提第 12 号地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書。

同じく会議規則に基づいて提出いたします。

提出者は、にかほ市議会議員菊地衛。賛成者、にかほ市議会議員伊藤知、同じく佐々木正勝、同じく小川正文、同じく竹内賢、同じく齋藤修市、同じく本藤敏夫。

この件に関しましても、陳情第 12 号の説明の中でのるる申し上げております。「記」の部分だけ朗読をいたします。

1. 消費者の苦情相談が地方自治体の消費生活相談窓口で適切に助言・あっせん等により解決されるよう、消費生活センターの権限を法的に位置づけるとともに、消費者被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワークを構築すること等、必要な法制度の整備をすること。

2. 地方消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充強化するための財政措置をとること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

送り先の肩書は以上のとおりですが、名前が一部変わる可能性がありますので、御了承いただきたいと思ひます。以上です。

議長（竹内睦夫君） これから議提第 11 号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第 11 号の質疑を終わります。

次に、これから議提第 12 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第 12 号の質疑を終わります。

これから議提第 11 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。議提第 11 号の討論を終わります。

これから議提第 11 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 11 号地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 12 号に対する討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議提第 12 号の討論を終わります。

これから議提第 12 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 12 号地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 13 号及び議提第 14 号について、10 番加藤照美議員の説明を求めます。10 番加藤照美議員。

【10 番（加藤照美君）登壇】

10 番（加藤照美君） それでは、議提第 13 号でございます。社会保障関係費の 2200 億円削減方針の撤回を求める意見書の提出であります。

別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 20 年 9 月 24 日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員加藤照美。賛成者、にかほ市議会議員佐々木平嗣、同じく飯尾善紀、同じく宮崎信一、同じく佐々木正明、同じく山田明、同じく池田甚一、同じく佐々木弘志。

内容につきましては、皆さんに配布してありますので、御一読していただきたいと思っております。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 20 年 9 月 24 日。にかほ市議会議長竹内睦夫。

あて先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、それから財務大臣、厚生労働大臣であります。

次に、議提第 14 号でございます。生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出であります。

別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 20 年 9 月 24 日提出。にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員加藤照美。賛成者、にかほ市議会議員佐々木平嗣、同じく飯尾善紀、

同じく宮崎信一、同じく佐々木正明、同じく山田明、同じく池田甚一、同じく佐々木弘志。

内容につきまして、これも皆さんに配布してありますので、御一読していただきたいと思います。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 20 年 9 月 24 日。にかほ市議会議長竹内睦夫。

あて先は、先ほどの議提第 13 号と同じでございます。

議長（竹内睦夫君） 説明が終わりましたので、これから議提第 13 号に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第 13 号の質疑を終わります。

これから議提第 14 号の質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第 14 号の質疑を終わります。

これから議提第 13 号に対する討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議提第 13 号の討論を終わります。

これから議提第 13 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 13 号社会保障関係費の 2200 億円削減方針の撤回を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 14 号に対する討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議提第 14 号の討論を終わります。

これから議提第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 14 号生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第 35、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。教育民生常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第 102 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。教育民生常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、教育民生常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 36、「議会活性化等協議会」の設置についてを議題とします。

今後のかほ市議会における議会運営の協議・調整のため、にかほ市議会会議規則第 157 条第 2 項の規定により、議会活性化等協議会を設置したいと思ひます。これに御異議ございせんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

にかほ市議会会議規則第 157 条第 3 項に規定にする名称は議会活性化等協議会、また、目的は、議会運営等の協議・調整の場、招集権者は、本職、にかほ市議会議長とし、期間は、議決の日から平成 21 年 3 月 31 日までとし、構成員は、議長が指名することにしたいと思ひます。これに御異議ございせんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

ただいまの決定により、本職において委員を指名します。

1 番飯尾善紀議員、3 番市川雄次議員、5 番宮崎信一議員、6 番佐藤文昭議員、9 番伊藤知議員、12 番村上次郎議員、19 番佐々木平嗣議員、17 番佐藤元議員、20 番池田甚一議員、21 番本藤敏夫議員、以上の 10 名を委員として指名いたします。これに御異議ございせんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

本職において、議会活性化等協議会を招集します。正副委員長を互選して、年長議員より報告願ひます。議会活性化等協議会委員は、第 1 会議室に直ちに御参集ください。

暫時休憩します。

午後 4 時 10 分 休 憩

午後 4 時 19 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会活性化等協議会の年長議員より提出いただいた結果を事務局長に報告させます。

事務局長（佐藤文一君） それでは、私のほうから御報告申し上げます。

慎重審議した結果のようございせんか。委員長、12 番村上次郎議員、副委員長、17 番佐藤元議員。以上ございせんか。

議長（竹内睦夫君） 議会活性化等協議会の正副委員長は、以上のとおり決定しました。

日程第 37、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第 43 条により、議会で議決されました議案について、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思ひます。これに御異議ございせんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。  
平成 20 年第 8 回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後 4 時 20 分 閉 会